

(参考)

# 生物多様性国家戦略

## 点 検 個 票

平成12年 7月

国家戦略目次

1 0 0 0 0	第1部 生物多様性の現状 P 1	3 4 0 0 0	第4章 生物多様性の構成要素等の特定及び監視 P 3 5
1 0 1 0 0	第1節 自然環境の特性	3 4 1 0 0	第1節 生物多様性の構成要素の特定及び監視
1 0 2 0 0	第2節 生態系の多様性の現状	3 4 2 0 0	第2節 生物多様性に影響を及ぼす活動等の特定及び監視
1 0 3 0 0	第3節 種間及び種内の多様性の現状		
1 0 4 0 0	第4節 世界の生物多様性の現状	3 5 0 0 0	第5章 共通の基盤的施策の推進 P 3 7
		3 5 1 0 0	第1節 奨励措置 P 3 7
2 0 0 0 0	第2部 生物多様性の保全と持続可能な利用のための基本方針 P 2	3 5 2 0 0	第2節 調査研究の促進 P 3 7
2 0 1 0 0	第1節 基本的考え方	3 5 3 0 0	第3節 教育及び普及啓発 P 3 9
2 0 2 0 0	第2節 長期的な目標	3 5 4 0 0	第4節 影響評価及び悪影響の最小化 P 4 1
		3 6 0 0 0	第6章 国際協力の推進 P 4 2
3 0 0 0 0	第3部 施策の展開	3 6 1 0 0	第1節 情報の交換 P 4 2
3 1 0 0 0	第1章 生息域内保全 P 3	3 6 2 0 0	第2節 技術上及び科学上の協力 P 4 2
3 1 1 0 0	第1節 保護地域の設置及び管理 P 3	3 6 3 0 0	第3節 開発途上国との協力 P 4 4
3 1 2 0 0	第2節 生態系及び自然生息地の保護 P 7	3 6 4 0 0	第4節 自然環境関連の諸条約の実施 P 4 6
3 1 3 0 0	第3節 野生動植物の保護管理 P 8		
3 1 4 0 0	第4節 保護地域の周辺地域の開発の適正化 P 1 2	4 0 0 0 0	第4部 戦略の効果的実施 P 4 8
3 1 5 0 0	第5節 移入種による影響対策 P 1 2	4 0 1 0 0	第1節 実施体制と各主体の連携 P 4 8
3 1 6 0 0	第6節 二次的自然環境の保全 P 1 3	4 0 2 0 0	第2節 各種計画との連携 P 4 8
3 1 7 0 0	第7節 都市地域における生物多様性の保全 P 1 5	4 0 3 0 0	第3節 戦略の進捗状況の点検及び戦略の見直し P 4 8
3 1 8 0 0	第8節 遺伝子操作生物の安全性確保 P 1 7		
3 2 0 0 0	第2章 生息域外保全 P 2 0		
3 2 1 0 0	第1節 絶滅のおそれのある種に関する措置		
3 2 2 0 0	第2節 動植物園、水族館等における生息域外保全		
3 2 3 0 0	第3節 遺伝資源保存施設における生息域外保全		
3 3 0 0 0	第3章 生物多様性の構成要素の持続可能な利用 P 2 1		
3 3 1 0 0	第1節 林業 P 2 1		
3 3 2 0 0	第2節 農業 P 2 3		
3 3 3 0 0	第3節 漁業 P 2 6		
3 3 4 0 0	第4節 野外レクリエーション及び観光 P 3 0		
3 3 5 0 0	第5節 バイオテクノロジーによる遺伝資源の利用 P 3 3		
3 3 6 0 0	第6節 その他の利用 P 3 4		

国家戦略点検個票（第1部）

コード	項目	従来施策	平成11年度に新たに講じた施策の概要	成果及び効果	当面の措置	中長期的課題
10000	第1部 生物多様性の現状p3					
10100	第1節 自然環境の特性p3					
10200	第2節 生態系の多様性の現状p3					
10201	1 植生の概況					
10202	2 地域別の生態系の概況					
10203	3 島嶼生態系					
10204	4 主要な生態系の特性					
10300	第3節 種間及び種内の多様性の現状p8					
10301	1 種の多様性					
10302	2 種内の多様性					
10400	第4節 世界の生物多様性の現状p13					
10401	1 生態系の多様性					
10402	2 種の多様性					
10403	3 種内の多様性					

項目欄の項目名右横の数字は、国家戦略本文の該当頁を示す。

国家戦略点検個票（第2部）

コード	項目	従来施策	平成11年度に新たに講じた施策の概要	成果及び効果	当面の措置	中長期的課題
20000	第2部 生物多様性の保全と持続可能な利用のための基本方針p16					
20100	第1節 基本的考え方p16					
20101	1 生物多様性の定義とその様々な価値					
20102	2 生物多様性の保全及び持続可能な利用の重要性及び必要性					
20103	3 生物多様性の保全及び持続可能な利用に際しての考慮事項					
20200	第2節 長期的な目標p18					
20201	1 長期的な目標	長期目標を達成するための施策の推進【環境庁】	生物多様性保全のための国土区分等の検討 生物多様性国家戦略第2部の長期的目標の具体化に向けて、第5次全国総合開発計画においても主要施策として記載されている「国土規模での生態系ネットワークの形成」を推進するため、東北地方をモデル地域とした計画の策定調査を実施した。	生物多様性保全のための国土区分（試案）及び区域ごとの重要地域情報（試案）の公表	長期目標を達成するための施策の推進に必要な検討を進める。	長期目標の達成
20202	2 当面の政策目標	生物多様性保全ガイドラインの策定について検討【環境庁】  富士・箱根・丹沢地域における緑の回廊計画の検討【環境庁、林野庁、建設省】  生物多様性保全のための技術指針の検討【環境庁】  生物多様性の評価手法の検討【環境庁】	「国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター」の整備【環境庁】  生態系ネットワーク構築の先行的取組として、対象地域を絞り地方レベルよりもスケールダウンして実施した、富士・箱根・丹沢地域における緑の回廊構想がまとめられ、緑の回廊モデル及び機能向上のための施策例を提示した。	「国際サンゴ礁センター」の運営  技術指針のまとめ	「国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター」の運営を開始するとともに、我が国及び東アジア海地域等でのサンゴ礁モニタリングネットワーク等の構築  引き続き検討を進める。  平成10年度までの調査をもとに国土レベルでの保全地域間等の有機的な連携を検討する。  引き続き検討する。	地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク（GCRMN）の構築及びその効果的な運営  生物多様性保全ガイドラインの策定  生物の生息環境の広域的ネットワーク化の検討の推進

項目欄の項目名右横の数字は、国家戦略本文の該当頁を示す。

国家戦略点検個票（第3部第1章）

コード	項目	従来施策	平成11年度に新たに講じた施策の概要	成果及び効果	当面の措置	中長期的課題
30000	第3部 施策の展開p20					
31000	第1章 生息域内保全p20					
31100	第1節 保護地域の設置及び管理p20					
31101	1 基本的考え方					
31102	2 自然環境保全法に基づく各種制度	<p>原生自然環境保全地域の保護管理【環境庁】</p> <p>自然環境保全地域等の保護管理【環境庁】</p> <p>自然環境保全地域海中特別地区の保護管理【環境庁】</p>		<p>原生自然環境保全地域 合計5ヶ所 5,631ha</p> <p>自然環境保全地域 合計10ヶ所21,593ha</p> <p>海中特別地区 合計 1ヶ所 128ha</p>		<p>引き続き各施策の推進を図る。</p> <p>引き続き各施策の推進を図る。</p> <p>引き続き各施策の推進を図る。</p>
31103	3 自然環境保全に関する地方公共団体独自の保護地域制度					
31104	4 自然公園	<p>国立・国定公園の公園区域及び公園計画の全般的な見直し等の実施【環境庁】</p> <p>国立・国定公園等における民有地の買上げ【環境庁】</p> <p>自然保護と民有地の所有者の有する私権との調整を図るため、民有地の買上げを行う都道府県に対し補助を行う。</p>	<p>日光国立公園(那須甲子・塩原地域)、富士箱根伊豆国立公園(箱根地域)、陸中海岸国立公園及び伊勢志摩国立公園について、公園計画等の変更(点検)を実施した。</p>	<p>国立公園の指定面積が、127ha減少し、その結果、指定面積が2,046,508haとなった。</p> <p>なお、最も厳しい規制が適用される特別保護地区の面積の増減はなく、265,509haのままである。</p> <p>特定民有地買上補助事業により買い上げられた民有地は、これまでに公有地化された地区が68地区、面積は7,746ha。</p>	<p>公園計画については、再検討の終了していない国立・国定公園を中心に見直しを進める。</p>	<p>引き続き各施策の推進を図ることとしている。</p>
31105	5 生息地等保護区	<p>生息地等保護区の指定と管理【環境庁】</p> <p>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき指定されている生息地等保護区においては、対象種の定期的なモニタリング調査や巡視を行うとともに、普及啓発のための解説板等の整備を進めている。</p>	<p>新たな生息地等保護区の指定箇所について、検討及び関係機関等との調整を行った。</p>	<p>生息地等保護区 合計7ヶ所、863.38ha。</p>	<p>国内希少野生動植物の主要な生息・生育地について生息地等保護区の指定を順次行い、生息・生育環境の保護管理を進める。</p>	<p>生息地等保護区の指定と適切な保護管理により、国内希少野生動植物種の生息・生育の保護を確保し、国内希少野生動植物種の種の保存に寄与する。</p>

31106	6 鳥獣保護区	<p>鳥獣保護区の指定と管理【環境庁】</p> <p>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づき設定されている国設鳥獣保護区において定期的なモニタリング調査や巡視、管理棟の整備等の保護管理を行っている。</p>	<p>(1) 平成11年度に存続期間を更新した鳥獣保護区のうち、国設小笠原諸島鳥獣保護区(東京都)、国設紀伊長島鳥獣保護区(三重県)について、特別保護地区の再指定を行うとともに、国設西南鳥獣保護区(高知県)については存続期間の更新を行った。</p> <p>(2) 野生鳥獣の重要な保護繁殖地である国設鳥獣保護区において、管理員109人を配置して巡視等を行った。また、大潟草原国設鳥獣保護区等の保護管理上の問題が生じている国設鳥獣保護区において、生息環境改善のための調査研究や事業を実施した。(平成11年度予算:31,780千円)</p> <p>また、福島潟国設鳥獣保護区において、管理棟の整備を行った。(平成11年度予算:20,345千円)</p>	<p>(1) 国設鳥獣保護区は54ヶ所、約49万haとなり、うち特別保護地区は42ヶ所、11万haとなった。</p> <p>(2) 国設鳥獣保護区の良好な生息環境の維持増進が図られている。</p>	<p>(1) 既存の国設鳥獣保護区における保護管理を引き続き行うとともに、鳥獣の大規模生息地、渡り鳥の集団渡来地及び鳥類の集団繁殖地等のうち全国的な重要性を有する箇所について国設鳥獣保護区の設定を進める。</p> <p>(2) 国設鳥獣保護区の管理を継続して行うとともに、保護管理上の問題が生じている国設鳥獣保護区において、生息環境改善のための調査研究や事業を実施する。</p>	<p>(1) 現在検討を進めている第9次鳥獣保護事業計画の基準の策定に伴い、未設定の国設鳥獣保護区の設定に向け所要の準備を進める。既設の国設鳥獣保護区については適切な保護管理により、我が国における鳥獣の保護管理の推進に寄与する。</p> <p>(2) 国設鳥獣保護区の保護管理体制の充実強化を図る。</p>
31107	天然記念物	<p>天然記念物の指定と保全事業【文化庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天然記念物指定 959件(うち特別天然記念物75件)</li> <li>・現状変更の規制 文化財保護法に基づき天然記念物の現状維持を図るため、保存に影響を及ぼす行為を規制するもの。</li> <li>・主な保全事業(国庫補助) <ul style="list-style-type: none"> <li>土地の公有化</li> <li>現況把握調査</li> <li>保存管理計画策定</li> <li>生息・生育環境の整備</li> <li>保護増殖事業</li> <li>食害対策事業</li> <li>天然記念物整備活用事業</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状変更申請の許可・同意処分 総計314件</li> <li>・保全を図るため実施した諸事業 土地の公有化 駒止湿原他2件 (国庫補助 186,929千円)</li> <li>現況把握調査 イタセンパラ他10件 (国庫補助 15,529千円)</li> <li>生息・生育環境の整備 中山風穴地特殊植物群落他7件 (国庫補助 85,632千円)</li> <li>保護増殖事業 カザグルマ自生地他19件 (国庫補助 67,591千円)</li> <li>食害対策事業 鹿児島県のツル及びその渡来地他65件 (国庫補助金 320,040千円)</li> <li>天然記念物整備活用事業 オオサンショウウオ他4件 (国庫補助 289,621千円)</li> <li>・天然記念物の保護体制の充実に関する調査研究の着手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全のための事業として左欄に掲げた各事業の実施により生物多様性の保全に資する天然記念物の適切な保全と活用を推進することができた。</li> <li>・現状変更の規制 現状変更に際し、当該天然記念物の保存に及ぼす影響の軽減又は排除を図り、その保護に資することができた。</li> </ul>	<p>生物多様性の保全にも資する天然記念物の体系的な指定のいっそうの推進を図るとともに、引き続き地方公共団体等が実施する天然記念物の保全に必要な各種事業に対する補助金交付を通じその適切な保全の充実を図る。また、保護制度の一層の整備に資するため、10年度に着手した天然記念物の保護体制の充実に関する調査研究の効果的推進に努める。</p>	<p>天然記念物の保護体制の充実に関する調査研究による方向付けをも踏まえつつ、指定の対象や形態、保護管理方策など体系的かつ総合的な制度の整備・拡充とその普及を図る必要がある。</p>

31108 8 保護林等

保護林の設定・管理【林野庁】

保護林は、国有林野管理経営規定（平成11年農林水産省訓令第2号）第13条第3項に基づき、動植物の生息又は生育状況、地域の要請等を勘案して、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野に設定するとともに、その個々の保護林の設定目標を踏まえた適切な保護・管理を行っている。

なお、屋久島及び白神山地の保護林（森林生態系保護地域）については、世界遺産条約に基づく自然遺産に登録されている。

保護林保全緊急対策事業【林野庁】

入林者の影響あるいは生育環境の悪化等が見られ、設定目的に照らした適切な保全管理上、緊急に保全措置を講じることが必要なものに対して新たに保全対策を講じた。  
（平成11年度予算：100,289千円）

希少野生動植物種保護管理事業【林野庁】

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種のうち、国有林内に生息・生育するものを対象に巡視や生息・生育環境の維持・整備等を行った。

（平成11年度予算：110,741千円）

国有林野における緑の回廊の検討

【林野庁】

森林生態系の保護のため、保護林間のネットワークを形成し、野生生物の自由な移動の場としての保護する緑の回廊の設定基準及び取扱方針を検討。

緑の回廊の設定【林野庁】

緑の回廊設定要領を定め、国有林野において緑の回廊の設定を推進する。

「緑の回廊（コリドー）」整備緊急対策【林野庁】

保護林及び希少野生動植物種の生息地等に

新たに植物群落保護林を設定するなど保護林の充実に努めた結果、平成12年度当初の保護林は全国で817箇所、52万6千haとなった。

国有林野における緑の回廊の設定基準及び取扱方針の取りまとめ。

国有林野において緑の回廊の設定に向けた作業を開始。

平成12年度においても、左記の保護林の設定及びその適切な保護・管理を行う。

平成12年度においても継続実施予定。

平成12年度においても継続実施予定。

平成12年度においては、左記の緑の回廊の設定を推進する。

平成12年度においては、緑の回廊等において希少野生動植物の保護のための巡視、生息・生育環境の保全整備等を図るため「緑

31109	9 保護水面	<p><b>保護水面【水産庁】</b>  保護水面は、水産資源保護法第14条に「水産動物が産卵し、稚魚が成育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面」と定義され、全国24道県において指定されている。  保護水面においては、管理計画に基づき、保護培養の対象となる水産動植物の積極的な増殖を図るほか、採捕及び漁具漁法等の制限等を行っている。また、保護水面の区域内では、埋立て、しゅんせつ又は河川の流量若しくは水位の変更をきたす工事を制限している。  なお、同法により、保護水面の管理は知事が行うことになっているが、管理に係る費用に対し、国は経費の2分の1以内を助成しており、平成11年度の予算額は、62,532千円となっている。</p>	<p>ついて保全のための措置を緊急に実施  (平成11年度補正予算：40,000千円)</p>	<p>保護水面は、2000年1月1日現在、河川延長約2,200ha、湖沼約240ha、海面約3,000haとなっており指定区域においては、密漁防止や周辺住民・遊漁者等への普及啓発のための巡回・指導、広報活動等の日常的管理を行うとともに、産卵場の造成、区域内の環境・資源量調査等を行い、区域内の環境が適正に維持されるように努めている。</p>	<p>の回廊(コリドー)」整備特別対策事業を実施していくこととしている。</p>	<p>今後も、水産動植物の保護増殖を図る必要のある水面は、積極的に保護水面として指定し、必要な措置を講じていくこととしている。</p>
31110	10国際的な保護地域	<p><b>世界自然遺産地域の保護管理【環境庁】</b></p> <p>屋久島、白神山地世界遺産地域の保全【林野庁】  平成5年12月、屋久島及び白神山地が、特に原生的な自然が保たれている貴重な地域であるとして、世界遺産条約に基づく自然遺産として登録されたところである。  この世界遺産条約においては、締約国の責務として自国内の遺産の保護に最善を尽くすとされており、国としてこの地域を適正に保全することが求められている。  また、平成7年11月、遺産地域の保全に係る各種制度を所管する環境庁、林野庁、文化庁、県が、相互に緊密な連携を図ることにより遺産地域を適正かつ円滑に管理する</p>	<p>白神山地世界自然遺産地域の普及・啓発の拠点となる白神山地世界遺産センター(藤里館)及び保護管理・調査研究の拠点となる同センター(西目屋館)の運用により、当地域の適正な保全に努めた。</p>	<p>平成12年度においても、左記の世界自然遺産保全緊急対策を引き続き講じていくこととしている。</p>	<p>世界自然遺産地域の新規検討及び適切な保護管理の推進</p>	



		<p>ことを目的として管理計画を策定した。</p> <p>屋久島及び白神山地が世界遺産に登録されたことを契機に、入り込み者が急増し、これに伴う原生的な自然環境への影響が危惧されていることから、このような状況に緊急に対処するため、平成8年度より「世界自然遺産保全緊急対策」を実施している（平成11年度予算：36,998千円）。</p> <p>ラムサール条約登録湿地の指定【環境庁】 ラムサール条約登録湿地として釧路湿原（北海道釧路市等）、琵琶湖（滋賀県）等10ヶ所、総面積83,530haが登録されている。また、ラムサール条約登録湿地に関する調査研究や普及啓発の拠点施設として水鳥湿地センターの整備を進めている。</p> <p>生物圏保存地域【文部省】 国連教育科学文化機関（UNESCO）「人間と生物圏計画」（MAB計画）に基づき、生物圏保存地域を通じた生物多様性の促進を行っている。</p>	<p>ラムサール条約登録湿地として、新たに漫湖（沖縄県那覇市及び島尻郡豊見城村）が登録された。</p> <p>中国において開催された「第6回東アジア地域生物圏保存地域ネットワーク会議」及びタイにおいて開催された「第8回ユネスコ/MAB東・東南アジア地域セミナー（ECOTONE）」へ参加。</p>	<p>国内において登録された湿地は11ヶ所、総面積83,725haとなった。</p>	<p>渡り鳥の主要な渡りのルートに位置する貴重な湿地についてラムサール条約への新たな登録を進めるとともに、水鳥湿地センターの整備によりラムサール条約登録湿地に関する調査研究や利用者への普及啓発を促進する。</p> <p>ロシア極東地区において開催される「東アジア生物圏保存地域ネットワーク会議」へ参加予定。</p>	<p>ラムサール条約への新たな登録を進め、我が国における渡り鳥の主要な渡りのルートの確保に寄与する。また、水鳥湿地センターの整備等により渡り鳥や湿地に関する調査研究や普及啓発等を推進する。</p> <p>東アジア地域の生物圏保存地域ネットワークをアジア太平洋地域に拡大する予定。</p>
31200	第2節 生態系及び自然生息地の保護 p29					
31201	1 基本的考え方	サンゴ礁の保全【環境庁】			「国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター」の運営	生物多様性保全の観点からのサンゴ礁の保全
31202	2 主要な生態系及び自然生息地の保護	<p>自然共生型地域づくり事業の推進【環境庁】</p> <p>湖沼の保全に関する研究の実施【環境庁】</p> <p>浅海域の保全に関する研究の実施【環境庁】</p> <p>魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業の推進【建設省】</p>	<p>特別研究において「湖沼において増大する難分解性有機物の発生原因と影響評価に関する研究」（平成9～11年度）を実施した。（平成11年度予算：26,906千円）</p>	<p>全国11ヶ所で事業を実施</p> <p>湖沼の保全のための基礎的な知見が集積しつつある。</p>	<p>引き続き事業を実施する。</p> <p>特別研究において「淡水環境（湖沼・河川）の生態系保全と移行・周辺帯の環境管理に関する研究」を実施する。（平成12年度予算：37,891千円）</p> <p>特別研究において「沿岸域環境修復技術の生態系に与える影響及び修復効果に関する研究」を実施する。 予算額31,877千円</p> <p>実施計画策定済み河川の引き続きの事業推進と、実施計画未策定河川の早期計画策定</p>	<p>特別研究における淡水環境研究を充実させる。</p> <p>特別研究における浅海域保全研究を充実させる。</p> <p>河川横断施設における遡上環境の改善に加え、横断施設間の河道部分について、魚類が遡上、採餌、産卵等を行いやすいような</p>

31300 31301 31302	第3節 野生動植物の保護管理p32 1 基本的考え方 2 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存	<p>希少猛禽類の保護の推進【環境庁】 希少猛禽類のイヌワシとクマタカについて、分布の把握、生態の解明及び調査手法の確立のための調査を実施。</p> <p>野生生物保護センターの整備【環境庁】 絶滅のおそれのある野生生物の生息地、多様な生物種の生息する地域等国内の重要な地区において、希少野生生物の保護増殖事業や調査研究の実施、普及啓発等の業務を総合的に推進する設備である野生生物保護センターは、6ヶ所（釧路湿原、佐渡、西表、北海道、対馬、やんばる）が既に完成し活動を行っており、2ヶ所（奄美、鳥海山）整備を進めている。</p> <p>国内希少野生動植物種の指定、捕獲・譲渡し等の規制【環境庁】 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るために、国内希少野生動植物種を指定している。平成10年度までに、国内希少野生動植物種は、鳥類39種(亜種を含む。以下同様)、哺乳類2種、爬虫類1種、両生類1種、魚類2種、昆虫類4種、植物5種の計54種が指定されている。</p> <p>保護増殖事業の実施【環境庁】 平成10年度までに「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」第45条に基づき、アホウドリ、トキ、タンチョウ、シマフクロウ等17種について保護増殖事業計画が策定されている。 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」第46条に基づき、国内希少野生動植物種の保存のためにアホウドリ、トキ、タンチョウ、シマフクロウ、ミヤコタナゴ、イリオモテヤマメコ、北海道希少海鳥、小笠原希少海鳥等、14の事業を</p>	<p>引き続き、希少猛禽類のイヌワシとクマタカについての分布の把握、生態の解明及び調査手法の確立のための調査を実施するとともに、これまで集積されたデータの解析を進めた。(平成11年度予算:19,467千円)</p> <p>平成11年度事業として、奄美野生生物保護センターの展示施設整備を行い、完成した(平成11年度予算:149,337千円)</p> <p>平成11年度において、植物3種(アマミデングダ、ヤドリコケモモ、コゴメキノエラン)を新たに指定したことにより、国内希少野生動植物種は計57種となった。</p> <p>平成11年度において、オオトラツグミ及びアマミヤマシギの保護増殖事業計画を農林水産省と共同で策定した。 なお、平成10年度に策定されたノグチゲラ保護増殖事業計画に基づき、ノグチゲラの保護増殖事業に着手した。 また、福岡市が行うツシヤマメコノ保護増殖事業について保護増殖事業の確認を行った。</p>	<p>希少猛禽類の生態や分布についての情報の蓄積。</p> <p>保護増殖事業、調査研究等を実施した。 国民各層の主体的取り組みを促進した。</p> <p>保護対策に取り組むことにより、生物多様性の確保に貢献した。</p> <p>保護増殖事業計画の策定種は計19種となった。</p>	<p>引き続きイヌワシとクマタカの分布や生態を把握するための調査を継続するとともに、オオタカについても調査を実施する。</p> <p>引き続き野生生物保護センターの整備を進める。</p> <p>絶滅のおそれが高いとして、生息状況等の調査を進めている種について、引き続き国内希少野生動植物種の指定を検討し、必要に応じ指定を行う。</p> <p>現在実施している事業を継続していくとともに、保護増殖事業計画が策定されていないイトビリカ、ウミガラス等の国内希少野生動植物種について、必要に応じて準じ、計画の策定を進め、事業に着手する。 また、地方公共団体や民間団体の行っている保護増殖事業のうち、保護増殖事業計画に適合しているものについては、保護増殖事業者の確認・認定を行い、連携を図ることで効果的な保護増殖保護増殖事業の実施を図る。 さらに、トキについては、継続して飼育繁</p>	<p>環境を作り出すことが必要。</p> <p>希少猛禽類のイヌワシ、クマタカ及びオオタカについて、生態についての知見を集積するとともに生態調査の手法等を確立し、希少猛禽類の保護対策を充実する。</p> <p>野生生物保護センターにおける保護増殖事業、調査研究及び普及啓発等の取組の一層の充実を図り、希少野生生物の種の保存に寄与する。</p> <p>絶滅のおそれの高い種について、その生息・生育状況に応じて、国内希少野生動植物種の指定を進める。</p> <p>国内希少野生動植物種の安定的な存続を目標として、今後とも必要な種について、生息環境の維持・改善、個体の繁殖の促進等を内容とする保護増殖事業を適宜適切に実施する。</p>
-------------------------	--	---	---	---	--	--

		<p>継続して実施している。</p> <p>地方公共団体が実施する保護増殖事業については、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」第46条に基づき、平成10年度までに釧路市（シマフクロウ）、東京都（イヌワシ）、礼文島（レブンアツモリソウ）、阿寒町（タンチョウ）が行っている保護増殖事業が、それぞれの保護増殖事業計画に即しているものとして、保護増殖事業の確認を行っている。</p> <p>種の保存にかかる調査研究【環境庁】 植物版レッドデータブックの策定に向けて、資料の収集・解析を行い、平成9年度に植物版レッドリストを作成・公表したところであり、引き続き、植物版レッドデータブックの編纂作業を継続した。</p> <p>なお、平成3年度に公表した「日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 脊椎動物編」、「同無脊椎動物編」の改訂のため、レッドデータブック掲載種のモニタリング調査等、野生生物の生息状況等の基礎資料を整理するための調査及び検討を行い、平成10年度までに両生類・爬虫類、鳥類・哺乳類及び汽水・淡水魚類についてのレッドリストの見直しを終え、公表した。</p>	<p>平成9年度に公表した両生類・爬虫類についてのレッドリストの見直し結果に基づき、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 両生類・爬虫類」を刊行した。</p>	<p>種の保存の施策に資するための生物学的知見が把握された。</p> <p>また、レッドデータブック及びレッドリストの公表等により、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存への理解を促した。</p>	<p>種を実施し、野生復帰に向けた取り組みも検討する。</p> <p>無脊椎動物の各分類群（昆虫類、陸・淡水産貝類、クモ形類・甲殻類等）についてのレッドデータブックの改訂作業を継続する。</p> <p>また、レッドデータブック掲載種のモニタリング調査等を引き続き実施する。</p> <p>植物、鳥類、哺乳類等のレッドリストの見直しが終了し、公表された分類群についてのレッドデータブックの編纂作業を行う。</p>	<p>レッドデータブックの内容については、各分類群毎に概ね5年を目途に改訂を行う。同時に種の保存に資する生物学的な知見を集積するための各種調査を行う。</p>
31303	3 鳥獣の保護管理	<p>野生鳥獣の科学的・計画的保護管理制度【環境庁】 野生鳥獣による生態系攪乱・農業被害の深刻化や地域的な個体群の絶滅などに対応し、人と野生鳥獣との共存を図るため、平成10年12月の自然環境保全審議会答申を受け、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の改正案をとりまとめ、平成11年2月に閣議決定し、国会に提出した。</p>	<p>地域的に著しく増加又は減少している種の個体群について、長期的な観点から当該鳥獣の保護繁殖を図るために当該鳥獣の保護管理に関する計画（特定鳥獣保護管理計画）を都道府県が策定することができる制度の創設、野生鳥獣の保護管理の担い手である狩猟者の減少を防止するための狩猟免許制度の改善等を内容とする「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律」を6月に公布し、9月に施行した。</p> <p>また、法改正により創設された特定計画制度の普及啓発と適切な運用が図られるよう、都道府県、研究者、NGOが一同に会して野生鳥獣の科学的・計画的な保護管理のあり方について検討する野生鳥獣保護管理ワークショップを開催した。</p>	<p>特定計画制度の仕組みと必要性に関する理解の深まりが見られた。また、2件の特定鳥獣保護管理計画が策定されたほか多数の都道府県が特定計画の策定作業に着手した。</p>	<p>都道府県による特定計画の策定及び実行を支援するため、特定計画策定のための技術マニュアルを整備するとともに、財政的な支援の拡充を行う。また、行政担当者と研究者とのより一層の交流と連携を推進する。</p>	<p>改正法の附則に基づき、施行後3年を目途にその施行状況を検討し、自然と人間との共生を確保する観点から必要に応じ適切な措置を講ずる。</p>

<p>野生鳥獣の保護管理【環境庁】 野生鳥獣の保護繁殖を図るため、狩猟制度及び有害鳥獣駆除制度等の適切な運用を図った。 野生鳥獣による農林業被害の著しい地域で、野生鳥獣の保護管理のための調査、防除対策等の取組を支援するため、野生鳥獣管理適正化事業を実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成8年度より実施している野生鳥獣管理適正化事業による、鳥獣の保護管理技術等の普及を進めた。 (平成11年度予算：79,119千円)</li> <li>・野生鳥獣の保護管理の担い手の育成を図るため、野生鳥獣保護管理技術者育成事業を実施した。 (平成11年度予算：11,924千円)</li> <li>・都道府県やN G Oが行う水鳥の救護活動を支援するため、野生鳥獣救護支援センターを整備した。(総工事費：128,577千円(うち平成11年度予算：128,322千円))</li> <li>・鳥類の鉛中毒事故防止対策を推進するため、平成12年度より鉛弾の使用規制を導入するよう都道府県を指導するとともに、規制の円滑な導入を図るため、無毒性の代替弾のモニター事業や普及啓発事業を実施した。(平成11年度予算：90,000千円)</li> <li>・都市部におけるカラスの被害防止対策を推進するため、人とカラスとの共存のあり方や効果的な被害防止対策の実施方法に関する普及啓発事業を実施した。 (平成11年度予算：20,000千円)</li> <li>・生活環境の悪化や分断等により地域的な絶滅が危惧されている西中国山地のツキノワグマの保護管理のあり方を検討するため、西中国山地ツキノワグマフォーラムを広島県で開催した。 (平成11年度予算：2,500千円)</li> </ul>	<p>野生鳥獣の保護管理や救護技術の普及、定着、鉛弾規制に対する理解の深まりと協力、人と野生鳥獣との共存のあり方に関する普及啓発が図られた。</p>	<p>シカ、ニホンザル等農林業との軋轢の高い鳥獣を対象として、野生鳥獣管理適正化事業を実施し、特定鳥獣保護管理計画の策定及び計画に基づく事業の実施の推進を図る。 保護管理技術者の育成事業を継続して実施するとともに、水鳥救護センターの適切な管理運営を図る。また、鉛弾規制の円滑な導入を推進する。</p>	<p>野生鳥獣の保護管理の担い手の育成、野生鳥獣の保護管理技術の開発と普及を図る。また、水辺域全域における鉛弾規制の早期導入及び北海道におけるエゾジカ獺を対象としたスラッグ弾規制の着実な推進を図る。</p>
<p>鳥獣の生息状況等の調査・研究【環境庁】 鳥類標識調査、ガンカモ科鳥類の生息調査、シギ・チドリ類の定点調査等を実施した。また、農林業との軋轢の多い種に関する生態調査等を実施した。</p>	<p>渡り鳥に関する標識調査、シギ・チドリ類の定点調査、ガンカモ科鳥類の観察調査を継続的に進めるとともに、これまでに収集されたデータの解析を進めた。また、イノシシ等の農林業被害や生態系の攪乱等を引き起こすことが多い鳥獣の生態把握や保護管理方策を検討するための調査研究を実施した。(平成11年度予算：78,635千円)</p>	<p>鳥獣の生息動向の変化、主たる鳥獣の生態等が把握された。</p>	<p>鳥獣の生息状況等の調査、重点的な保護管理が必要とされる種に関する生態調査等を継続的に推進する。</p>	<p>野生鳥獣の保護管理に必要な基礎的なデータの継続的な収集・解析体制を拡充する。また、野生鳥獣の生態等に関する調査研究を推進する。</p>
<p>第8次鳥獣保護事業計画の策定【環境庁】 平成8年度において、環境庁長官より、人と野生鳥獣との共生の確保、生物多様性の確保を基本として第8次鳥獣保護事業計画の基準が示され、それに基づき都道府県に</p>	<p>(1)第8次鳥獣保護事業計画の基準について、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部改正や地方分権に対応するため、特定鳥獣保護管理計画制度の創設や鳥獣の捕獲許可基準を定めるにあたっての基本方針を定め</p>	<p>(1)鳥獣保護の推進</p>	<p>(1)現行の第8次鳥獣保護事業計画の計画期間が平成14年3月31日までであることから、平成12年度において、第9次鳥獣保護事業計画のための基準を策定する。</p>	<p>(1)県において策定された鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護事業計画を推進する。</p>

		<p>において第8次鳥獣保護事業計画が策定されている。</p> <p>野生鳥獣の保護管理についての普及啓発等【環境庁】 野生鳥獣の保護管理についての普及啓発等のため、以下の施策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国野鳥保護のつどい ; 鳥獣保護思想の普及啓発のため、愛鳥週間中に全国野鳥保護のつどいを開催</li> <li>・野生生物保護実績発表大会 ; 鳥獣保護思想の普及啓発の一環として、小・中学校生徒等が行っている野生鳥獣の保護の実績を発表する大会を開催</li> </ul>	<p>ることを含む改定を行った。</p> <p>(2) 法改正及び地方分権を契機として、鳥獣保護事業計画の基準を改定し、特定計画の策定のためのガイドライン及び鳥獣の捕獲許可基準等の基本的考え方を新たに示すとともに、第8次鳥獣保護事業計画の改定を都道府県に対して指導した。</p> <p>香川県において、全国野鳥保護の集いを開催し、東京において、野生生物保護実績大会を開催した。</p>	<p>(2) 全都道府県において、第8次鳥獣保護事業計画の改定が行われた。</p> <p>野生鳥獣の保護管理についての普及啓発等の推進。</p>	<p>(2) 都道府県に対して、改定された第8次鳥獣保護事業計画に基づく鳥獣保護事業の適切な実施を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国野鳥保護のつどい ; 平成12年度には、山形県において、全国野鳥保護のつどいを実施する。</li> <li>・鳥獣保護実績発表大会 ; 平成12年度も例年通り東京において、野生生物保護実績発表大会を実施する。</li> </ul>	<p>(2) 第9次鳥獣保護事業計画の基準のあり方についての検討を行う。</p>
31304	4 天然記念物制度による野生動植物の保護	<p>野生動植物と天然記念物保護制度【文化庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定状況 動物 198件 植物 537件 天然保護区域 23件 (動植物については延べ件数)</li> <li>・現状変更の規制 文化財保護法に基づき天然記念物の現状維持を図るため、保存に影響を及ぼす行為を規制するもの。</li> <li>・保全を図るための諸事業(国庫補助) 土地の公有化 現況把握調査 保存管理計画策定 生息・生育環境の整備 保護増殖事業 食害対策事業 天然記念物整備活用事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状変更申請の許可・同意処分 総計314件</li> <li>・保全を図るため実施した諸事業 土地の公有化 駒止湿原他2件 (国庫補助 186,929千円) 現況把握調査 イタセンバラ他10件 (国庫補助 15,529千円) 生息・生育環境の整備 中山風穴地特殊植物群落他7件 (国庫補助 85,632千円) 保護増殖事業 カザグルマ自生地他19件 (国庫補助 67,591千円) 食害対策事業 鹿児島県のツル及びその渡来地他65件 (国庫補助金 320,040千円) 天然記念物整備活用事業 オオサンショウウオ他4件 (国庫補助 289,612千円)</li> <li>・天然記念物保護体制の充実に関する調査研究の継続。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状変更の規制 現状変更の際に、当該天然記念物の保存に及ぼす影響の軽減又は排除を図りその保護に資することができた。</li> <li>・保全事業の実施 地方公共団体等が実施する左記諸事業への国庫補助を通じて、天然記念物の保全を図ることができた。</li> </ul>	<p>生物多様性の保全にも資する天然記念物の体系的な指定のいっそうの推進を図るとともに、天然記念物の適切な保護を期すため現状変更の的確な規制と地方公共団体による保全事業の実施への補助を引き続き行う。また、天然記念物で希少種に指定されているミヤコタナゴ、ヤンバルテナガコガネなどの動物種については、保護増殖を推進する。</p>	<p>天然記念物の保護体制の充実に関する調査研究による方向付けをも踏まえつつ、指定の対象や形態、保護管理方策など体系的かつ総合的な制度の整備・拡充とその普及を図る必要がある。</p>

31305	5 森林における野生動植物の保護管理	希少野生動植物種保護管理事業【林野庁】 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種のうち、国有林内に生息・生育するものを対象に巡視や生息・生育環境の維持・整備等を行った。(平成11年度予算110,741千円)			平成12年度においても継続実施予定。	
31306	6 海洋等の水域における野生動植物の保護					
31400	第4節 保護地域の周辺地域の開発の適正化p38					
31401	1 基本的考え方					
31402	2 各種取組					
31500	第5節 移入種による影響対策p40					
31501	1 基本的考え方				地域固有の生態系に影響を及ぼしている移入種に対し、基本的な対応指針を策定し、駆除事業を実施する。	
31502	2 狩猟制度による移入種対策					
31503	3 保護増殖事業等における移入種対策	保護増殖事業等における移入種対策【環境庁】 島しょ地域の移入種の駆除・制御の方策を確立するため、奄美大島のマングースを対象に移入種の生息状況調査及び駆除・制御方策のモデル事業を実施している。 また、ミヤコタナゴの保護増殖事業の一環として、移入種であるオオクチバス等の駆除に努めている。  天然記念物指定地に侵入定着した移入動植物種については保護増殖事業の一環としてそれらの除去を図ることとしてきた。 【文化庁】	天然記念物である深泥池生物群集及び田島島ヶ原サクラソウ自生地において移入動植物の除去を含む保護増殖事業を継続して実施するとともに、新宮藺沢浮島植物群落、三宝寺池沼沢植物群落などにおいても保護管理の一環として管理団体等によりキショウブなど移入植物種の除去が実施された。	奄美大島におけるマングースの生息状況や希少種に及ぼす影響、駆除の方策等についてとりまとめた。  移入動植物の除去を継続して実施することにより、在来の動植物群集の回復に資することができた。	モデル事業をもとに、奄美大島における移入種駆除にかかる事業を実施する。  天然記念物の保護管理方策のひとつとしての定着した移入動植物種の除去を進めるとともに、新規の侵入定着を阻止するため現状把握に努める。	国内希少野生動植物種の生息に影響を及ぼしている移入種については、保護増殖事業の一環として対策を検討・実施する。  移入動植物の侵入定着に的確に対応するためのモニタリングを含む体系的な体制づくりを推進するとともに、移入動植物の意図的な人為導入を阻止するため天然記念物の保護思想の啓発と普及に努める必要がある。

31504	4 保全地域における規制方策	内水面外来魚密放流防止体制推進事業 【水産庁】	国内有用魚種及び生態系への影響が懸念されているコクチバス等の密放流防止の監視体制の整備を図るとともに、栃木県、埼玉県、山梨県、長野県他5県において、外来魚の生態調査及び駆除を実施した。 (平成11年度予算：10,939千円)	平成11年度において、パンフレットを20,000部作成・配付し、啓発を行うとともに、外来魚の生態調査及び駆除を15河川、湖沼で実施。	引き続き内水面魚漁業調整規則に移植制限を規定するよう指導するとともに、近年、ブラックバスのなかで我が国に生息していないとされるコクチバスが発見され、問題となっていることから、コクチバス等の密放流防止のため、監視体制の整備を図るとともに生態調査及び駆除対策を行う。	ブラックバス等外来魚については、在来資源や当該水域の生態系、漁業法第127条に基づく増殖義務により放流された種苗等への多大な影響を与えることから、今後とも引き続き監視体制を続けていく。		
31505	5 移入種に係る調査研究							
31506	6 移入種に係る普及啓発							
31507	7 農林漁業関連の移入種の規制							
31600	第6節 二次的自然環境の保全p42	里地自然の保全方策策定調査【環境庁】	二次的自然環境を生息・生育地とする野生生物が減少していること等から、その適切な保全方策を検討するための調査を開始した。(平成11年度予算：17,199千円)	引き続き調査を継続する。 (平成12年度予算：21,684千円)	引き続き調査を継続する。 (平成12年度予算：21,684千円)	天然記念物に指定されている二次的自然環境での植物群落の衰退や遷移による変化に対しては、環境整備事業や保護増殖事業によりその維持・回復を図ることとしてきた。【文化庁】	天然記念物の保護管理方策のひとつとして植物群落の遷移現象の早期把握と遷移をもたらす原因除去などの実施に努める。	天然記念物に指定された二次的植物群落の本来の組成や構造の把握に基づき、その維持・回復措置について体系的な保護管理計画を個々に用意するなど総合的な保護管理方策の樹立と措置の適切な実施等の普及を図る必要がある。
31601	1 二次的自然環境の現状と保全の取組							
31602	2 森林における二次的自然環境の保全							
31603	3 農村における二次的自然環境の保全							
31604	4 水辺地における二次的自然環境の保全	海岸事業の実施 【農林水産省、水産庁、運輸省、建設省】 (H10：276,523 H11：238,065百万円)	平松のウツクシマツ自生地やカザグルマ自生地において群落の衰退原因となっている競合する灌木類の除去を行った。	平成11年度事業費 事業費：238,065百万円 国費：129,762百万円	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図る。			
		第6次海岸事業七箇年計画の策定 【農林水産省、水産庁、運輸省、建設省】		平成8年度～14年度まで 計画事業費：1,770,000百万円	第6次海岸事業七箇年計画において、実施目標のひとつに「自然との共生を図り、豊かでうおいのある海岸の創造」を掲げ、海岸防災、海岸利用との調和を図りつつ、以下の項目等について推進を図る。 海岸に生息する生物、海岸で産卵等を行う生物が海岸構造物の設置によって生息環境を脅かされるということがなく、生態系の保全が図られるように、海岸環境の多様性の回復を図る必要がある。このため海藻等の生育が期待される人工リーフ等			

<p>海岸環境整備事業の実施 【農林水産省、水産庁、運輸省、建設省】</p>	<p>実施箇所 H10 : 323 H11 : 302</p>	<p>の沖合施設の設置や砂浜・干潟の保全・創出を積極的に推進する。防潮林の整備や植栽等により、緑豊かな海岸を積極的に推進する。優れた消波効果による防災機能の他に海水浄化機能、自然環境の保全機能も有する砂浜について、侵食の起こりにくい海岸を目指し面的防護方式を拡大するとともに、積極的な養浜を進める。海水・海域の浄化についても積極的に推進する。</p>	
<p>海と陸と緑のネットワーク事業の実施 【農林水産省、水産庁、運輸省、建設省】</p>	<p>平成11年度までに3海岸を指定</p>	<p>野生生物が生息可能な空間の保全・回復を目的とした自然環境保全事業（ピオトープ事業等）との連携を図り、海岸事業における防潮林、植栽及びこれに関連する管理道路等の整備を行い、陸域から海岸域までの一体的な生息空間の形成を図る。</p>	
<p>海と緑の健康海岸地域づくり実施 【厚生省、農林水産省、水産庁、運輸省、建設省】</p>	<p>平成11年度までに15地域を指定</p>	<p>良好な海岸環境のもつ健康に対する効果に着目し、その活用により、子どもから老人まで各々のライフステージにおいて、健康で快適な生活を送れるような地域づくりを実施する。</p>	
<p>渚の創生事業の実施 【農林水産省、水産庁、運輸省、建設省】</p>	<p>平成11年までに9海岸を指定</p>	<p>土砂余剰地域と海岸侵食地域の連携による効率的な事業の実施</p>	<p>公共事業の連携による効率的な事業の実施</p>
<p>清流ルネッサンス21の推進【建設省】</p>	<p>箇所数 H10 : 283 H11 : 245</p>	<p>水質汚濁が著しい河川・湖沼・ダム貯水池等において、今世紀中に良好な水環境への改善を図るため、水環境改善事業を重点的に実施</p>	
<p>河川環境整備事業の実施【建設省】</p> <p>水と緑のネットワーク公園整備事業の推進【建設省】</p>	<p>H11 : 27箇所</p>	<p>良好な河川環境の形成を図るため、水環境の整備、親水空間の整備等を推進する。</p> <p>特に多様な生物の生育・生息地の確保等に係る水と緑のネットワーク（生態系保全ネットワーク）の整備について、環境庁、運輸省、農水省の関連事業との連絡調整を図り、計画的かつ効率的な整備を推進する。</p>	
<p>いきいき・海の子・浜づくりの実施 【文部省、農林水産省、水産庁、運輸省、</p>	<p>平成11年度までに25地域を実施地域に選定</p>	<p>安全で良好な海岸空間の形成を図るとともに、野外教育、環境教育等に利用しやすい</p>	



		建設省】				
		<p>魚を育む海岸づくりの実施 【農林水産省、水産庁、運輸省、建設省】 海岸事業による人工リーフ等と沿岸漁場整備開発事業による増養殖場の整備を一体的に行うことにより、コスト縮減を図るとともに、沿岸生物の生息空間の形成を図る。</p> <p>平成11年度に2海岸を指定</p>			<p>海岸づくりを積極的に推進し、青少年等が海辺の自然やスポーツを安全に楽しみ、また、世代間の交流の場となる海岸を創出する。</p> <p>公共事業の連携による効率的な事業の実施</p>	
		<p>自然豊かな海と森の整備対策事業（白砂青松）の実施 【林野庁、農林水産省、水産庁、運輸省、建設省】</p> <p>多自然型川づくり【建設省】 全ての河川を対象として、自然を活かした川づくりを推進。</p> <p>エコ・コースト事業の実施 【農林水産省、水産庁、運輸省、建設省】</p> <p>平成11年度までに9海岸を指定</p>			<p>海岸事業による砂浜の復元等と治山事業による保安林の整備を一体的に行うことにより、海水浴、森林浴を同時に行えるような白砂青松を形成する。</p> <p>全国の河川工事において多自然型川づくりを検討するよう指導。「自然を活かした川」を目指して、河川改修の中で積極的に推進する。</p>	
					<p>ウミガメやカブトガニといった海生生物や野鳥等にとって重要な生息場所等となっている海岸や、自然景観との調和を図る必要が高い海岸において、施設構造や工法の工夫、干潟や磯の創出などを行い、自然環境と調和した海岸を形成していく。</p> <p>平成11年度までに37海岸を指定</p>	
31700	第7節 都市地域における生物多様性の保全p45					
31701	1 基本的考え方					
31702	2 緑の基本計画	<p>緑の基本計画の策定の推進【建設省】 市町村が、主として都市計画区域内における緑地の保全及び緑化の目標、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項等を記した、当該市町村の緑に関する総合的なマスタープランとなる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」（緑の基本計画）の策定を推進</p>		<p>緑の基本計画策定完了数 H9末：170 H10末：210</p>		
31703	3 都市公園等の整備	<p>第6次都市公園等整備七箇年計画に基づく都市公園等の着実な整備の推進【建設省】</p>		<p>一人あたり公園面積 H9末7.5㎡</p>		<p>第6次都市公園等整備七箇年計画の整備目標（平成14年度末）</p>

31704	4 緑地の保全	<p>近郊緑地保全区域【国土庁】 首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域（約15,693ha）及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく近郊緑地保全区域（約81,212ha）に関して、一定の開発行為等の行為に係る都府県知事等への届出を義務づけている。</p> <p>建設分野の環境技術開発の推進【建設省】 生態系の保全・生息空間の創造技術の開発（環境庁と連携）</p> <p>首都圏及び近畿圏における近郊緑地特別保全地区、及び緑地保全地区の指定を推進するとともに、緑地の適切な保全のために必要な土地の買入れを実施【建設省】 （平成11年度古都及び緑地保全事業費82億4,300万円）</p> <p>市民緑地の締結【建設省】 都市計画地域内の一定規模以上の土地の所有者の申し出に基づき、地方公共団体又は緑地管理機構と契約を結び、当該契約に基づき当該土地を住民の利用に供する緑地（市民緑地）として一定期間設置・管理し地域住民の自然とのふれあいの場や生物の生息地等となる身近な緑を確保</p> <p>桜つづみモデル事業【建設省】</p> <p>河川環境保全モニター【建設省】</p>	<p>左記の開発を継続実施した。 (H11:105百万円)</p>	<p>H10末7.7㎡</p> <p>市民緑地の締結件数・面積 H10末 57件、246,173㎡</p> <p>H11末現在総認定箇所278</p> <p>H11.4現在209名に委嘱</p>	<p>今後とも生物多様性への寄与を図る観点から、本制度の的確な運用をはかっていくこととしている。</p> <p>左記の開発を継続実施。</p>	<p>一人当たり公園面積 約9.5㎡ 歩いて行ける範囲の公園の整備率 約65% 災害時における広域避難地となる都市公園の整備された市街地の割合 約65%</p>
31705 31706	5 都市における森林の整備 6 自然的環境の創出	<p>グリーンプラン2000の推進【建設省】 急速に緑が失われてきた都市部や緑の荒廃が懸念される中山間地域等を対象に、西暦2000年度末を目途に誰もが身近な緑が増加したと実感できる生活環境の形成を目指し</p>				<p>緑の政策大綱の実現 21世紀初頭を目途に、国民が豊かさを実感できる緑豊かな生活環境の形成を目指し、緑の保全・創出・活用に係る施策の基本方向と目標を掲げ、具体的施策を示した緑の</p>

		<p>、緑の量・質等に係る目標や実施すべき施策等を掲げ、都市公園、道路、河川等の公的空間及び公共公益施設の緑化、民有地の緑化を計画的かつ総合的に推進。</p> <p>都市緑化基金の設置、拡充の推進 【建設省】 都市における民有地緑化の推進のための各般の助成措置や普及啓発活動等を行う都市緑化基金の設置等を推進する。</p> <p>緑地協定制度の活用【建設省】 住民間の合意により、自らの土地の緑化や緑地の保全に取り組む緑地協定制度の締結を推進。</p>				政策大綱の実現。	
31707	7 都市地域内の水域に生息する水産生物の保護	<p>いきいき・海の子・浜づくりの実施 【文部省、農林水産省、水産庁、運輸省、建設省】</p> <p>海と緑の健康海岸地域づくり実施 【厚生省、農林水産省、水産庁、運輸省、建設省】</p>		平成10年度末締結数 1,228件	平成11年度までに25地域を実施地域に選定。	安全で良好な海岸空間の形成を図るとともに、野外教育、環境教育等に利用しやすい海岸づくりを積極的に推進し、青少年等が海辺の自然やスポーツを安全に楽しみ、また、世代間の交流の場となる海岸を創出する。	
31800	第8節 遺伝子操作生物の安全性確保 p49						
31801	1 基本的考え方	<p>バイオセーフティ議定書に係る検討 【関係省庁】 バイオセーフティ作業部会及び条約締約国特別会議等に担当官を派遣し、科学的根拠に基づいた合理的な結論が導かれるよう努力。</p>		平成12年1月にモントリオールで開催された条約締約国特別会議再開会合において、議定書を採択。	今後は、議定書の採択を受けて、環境保全上適切なものとして早期に発効されるべく、関係省庁間で検討・努力していく。	議定書発効により、環境保全上適切な国際的枠組みが成立することとなる。	
31802	2 実験段階における安全性確保						
31803	3 産業利用段階における安全性確保	<p>環境修復等のための生物利用指針作成調査 【環境庁】 タンカー等による海岸の油汚染や、トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物による</p>		海岸の油汚染に対するバイオレメディエーションに係る利用指針(案)を検討するとともに、国内における	平成12年度は、引き続き油汚染によるバイオレメディエーションに係る検討を進める予定	環境保全の観点から、バイオレメディエーションの適切な発展に資する施策を展開する。	

<p>土壌・地下水汚染等の浄化を行う技術（バイオレメディエーション）の利用のあり方について検討 (平成11年度予算:26,760千円)</p> <p>遺伝子組換え生物等の利用に関する安全性評価手法確立調査【環境庁】 先端技術に関する環境保全施策を推進するため、バイオテクノロジーと環境保全に関する調査を実施 (平成11年度予算:27,679千円)</p> <p>遺伝子組換え食品の安全性審査【厚生省】 厚生省では、組換えDNA技術を応用した食品及び食品添加物（いわゆる「遺伝子組換え食品」）の人の健康に対する影響について、「組換えDNA技術応用食品・食品添加物の安全性評価指針」により、その安全性を審査している。</p> <p>医薬品分野の取組【厚生省】 平成7年11月15日に「遺伝子治療用医薬品の品質及び安全性の確保に関する指針」を通知し、治験前の品質及び安全性の確保を図っている。</p> <p>組換えDNA技術工業化指針の運用【通商産業省】</p>	<p>遺伝子組換え食品の開発および実用化が国際的にも広がってきており、今後さらに新しい食品の開発が進むことも予想されることなどから、食品衛生法の規格基準に規定を設けることにより、2001年4月から安全性審査を義務づけるよう準備を進めている。</p> <p>遺伝子組換え食品の安全性評価等に関する国際基準の策定（コーデックス委員会バイオテクノロジー応用食品特別部会の運営）【厚生省】 遺伝子組換え食品の安全性評価等に関する国際的な基準の策定のため、1999年7月に、コーデックス委員会（FAO/WHO合同食品規格委員会）バイオテクノロジー応用食品特別部会が設置されたところであり、我が国は同部会の議長国に選任されたところである。</p> <p>平成11年7月30日「細胞・組織を利用した医療用具又は医薬品の品質及び安全性の確保について」通知 (通知の概略) 遺伝子改変細胞等を含む細胞・組織を利用した医薬品の治験前の品質・安全性の確認の手続きを定めたもの</p> <p>昨年度、科学的知見の蓄積に基づく安全性評価手続の効率化及びバイオレメディエー</p>	<p>バイオレメディエーションの状況を調査した</p> <p>遺伝子組換え生物に係る安全評価のあり方について検討するとともに、バイオテクノロジーの開発や規制の動向等を調査した</p> <p>2000年3月に、千葉市幕張において第1回特別部会が開催され、今後の議論の範囲等について採択された。</p> <p>「組換えDNA技術応用医薬品製造のための指針」適合性の確認について、平成11年12月までに製造業者の求めに応じ、220件の製造計画の確認を行った。</p> <p>組換えDNA技術の成果を鉱工業等の産業活動に利用</p>	<p>平成12年度は、引き続き遺伝子組換え生物等の開放系利用に伴う環境影響に関する検討を実施する予定</p> <p>2000年5月を目途に、関連告示等を公布する予定。</p> <p>我が国は、第1回特別部会において設置が決定された作業部会の議長に就任したところであり、2000年7月及び11月の2回にわたり同部会を開催する予定である。同部会では、バイオテクノロジー応用食品のリスクアナリシスのための広範な一般原則等について検討される見込み。</p> <p>引き続き組換えDNA技術工業化指針の運用を図る。</p>	<p>開放系での利用が想定される遺伝子組換え生物について、環境影響の観点からの安全性評価手法を確立する</p> <p>2001年4月より、遺伝子組換え食品の開発者等に対し、その安全性審査を義務づける予定。</p> <p>2001年までに中間報告、2003年までに最終報告をコーデックス委員会総会に提出する予定である。</p>
--	--	--	--	--

31804	4 遺伝子操作生物の安全性確保のための O E C Dを通じての活動	<p>農林水産分野等における組換え体の利用における環境に対する安全性の確保 【農林水産省】</p> <p>平成元年4月20日「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」を通知し、組換え体の利用における環境に対する安全性の確保を図っている。</p> <p>コンセンサスドキュメント作成作業への参加【外務省】</p>	<p>ション等組換え体を自然界で用いる新たな利用形態への対応という2つの観点から指針を全面改正し、その円滑な実施を図った。</p> <p>「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」の適切な運用を図るため、新しい技術に対応した安全性に関する科学的知見の集積及び評価手法の高度化に関する調査研究を実施した。</p> <p>平成11年6月に開催されたG8ケルンサミットにおいて、バイオテクノロジーとその他の食品安全性の側面に関して、環境政策委員会/化学品合同会議の下の「バイオテクノロジーの規制監督の調和に関するWG」及び「新食品・飼料安全性TF」に対し、次回G8への報告を求める旨の指摘がなされた。これを受け、我が国の担当官が関係する会議に出席して検討に参画 【関係省庁】</p>	<p>する際の事業者の自主的な安全確保が強化され、当該技術の産業化が促進される。</p> <p>平成11年度までに組換え植物利用計画（模擬的環境利用）83件、組換え植物利用計画（開放系利用）50件、組換え体微生物利用（生産工程における利用）24件及び組換え実験小動物利用計画26件の利用計画の指針適合確認が行われた。</p>	<p>引き続き「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」の運用を図る。</p> <p>引き続き新しい技術に対応した安全性に関する科学的知見の集積及び評価手法の高度化に関する研究を実施する。</p> <p>平成12年度は、WG及びTFの検討結果がサミットに報告される予定</p>	
-------	---------------------------------------	--	---	--	---	--

項目欄の項目名右横の数字は、国家戦略本文の該当頁を示す。

国家戦略点検個票（第3部第2章）

コード	項目	従来施策	平成11年度に新たに講じた施策の概要	成果及び効果	当面の措置	中長期的課題
32000	第2章 生息域外保全 p54					
32100	第1節 絶滅のおそれのある種に関する措置 p54					
32101	1 基本的な考え方及び対策の現状					
32102	2 今後の展開					
32200	第2節 動植物園、水族館等における生息域外保全 p55	絶滅のおそれのある天然記念物の動植物についてその絶滅を防止するため、必要に応じて生息域外の施設において個体の増殖を図ってきている。【文化庁】	特別天然記念物コウノトリ、オオサンショウウオ及び天然記念物田島ヶ原サクラソウ自生地等を対象として飼育・栽培施設において繁殖を図っている。		人工繁殖や野生復帰に必要となる諸条件等について引き続き調査研究を進める。	野生復帰の実現に備え、良好な生息環境の確保など社会的環境の整備を進める必要がある。
32300	第3節 遺伝資源保存施設における生息域外保全 p55	農林水産遺伝資源保存事業【農林水産省】 (平成11年度予算：930百万円)		農林水産遺伝資源バンクに保全されている生物遺伝資源を活用し、新たに栽培されるべき作物新品種を育成したり、栽培が途絶えてしまった作物を復活させる等、農林水産遺伝資源バンクは、生物多様性の確保という観点からも大きな成果を上げている（平成10年度末において、植物遺伝資源21万点を保全）。	平成5年～12年度までの事業計画（農林水産省遺伝資源保存事業第2期事業計画）に従って、生物遺伝資源の保全を行う。	第2期計画の着実な実行（探索収集・受入目標点数は、植物遺伝資源で年間約6,000点）

項目欄の項目名右横の数字は、国家戦略本文の該当頁を示す。

国家戦略点検個票（第3部第3章）

コード	項目	従来施策	平成11年度に新たに講じた施策の概要	成果及び効果	当面の措置	中長期的課題
33000	第3章 生物多様性の構成要素の持続可能な利用 p57					
33100	第1節 林業 p57					
33101	1 基本的考え方					
33102	2 持続可能な森林の利用への取組	<p><b>全国森林計画等【林野庁】</b>                      林業基本法第10条の規定に基づく「森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」（平成8年11月閣議決定）に即し、森林法第4条の規定に基づき、農林水産大臣が全国の森林につき森林整備の推進に関する基本的事項等を定める「全国森林計画」（平成8年12月閣議決定）を策定した。                      これに即して、民有林については、「地域森林計画」をたて、市町村は、「地域森林計画」に適合するように「市町村森林整備計画」をたてることとしており、これらにつき助言助成している。また、国有林については、「国有林の地域別の森林計画」をたてることとしている。</p> <p><b>森林整備事業の推進【林野庁】</b>                      森林整備事業は、森林法の規定に基づく森林整備事業計画に基づき、森林資源の質的高度化、多様な森林の整備・利用、流域林業活性化のための条件整備、山村の活性化を目的として森林の整備を実施している。                      （平成11年度予算：239,349百万円）</p> <p><b>治山事業【林野庁】</b>                      治山事業七箇年計画（平成10年1月30日閣議決定）に基づき、災害に強い安全な国土づくり、水源地域の機能強化、豊かな環境づくりの基本方針の下に、荒廃地、荒廃森林等を整備                      治山事業の緊急かつ計画的な実施                      （平成11年度予算：236,345,943千円）</p> <p>森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し【林野庁】</p>	<p>平成11年度に新たに講じた施策の概要</p>	<p>これらの計画の実施により、森林が有する諸機能の発揮に対する国民の期待に応え、森林資源の質的充実を図って持続可能な森林経営の一層の推進方向が明らかにされた。</p> <p>国民の要請に応えた多様で質の高い森林整備事業を推進した。</p> <p>治山事業の対象とする荒廃地、荒廃森林等の整備率＝44%（H11年度末現在）</p> <p>森林資源の長期的な整備の基本方向を明らかにすることにより、国の施策の指標</p>	<p>平成12年度も、民有林については「地域森林計画」、国有林については、「国有林の地域別の森林計画」の樹立を行い、民有林については、引き続き助言助成する。                      また、「市町村森林整備計画」の着実な推進を図るため、森林施業の共同化を推進する取り組み等に対して引き続き助言助成する。</p> <p>平成12年度以降も引き続き第二次森林整備事業計画に基づき、森林の多面的な機能の高度発揮を図るため、森林整備事業を推進する。</p> <p>治山事業の緊急かつ計画的な実施                      （平成12年度予算：187,404,000千円）</p>	<p>全国森林計画の目標達成のための各種施策の展開</p> <p>治山事業の緊急かつ計画的な推進                      治山事業七箇年計画に基づき、治山事業を緊急かつ計画的に推進</p> <p>「計画」については、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、弾力的な対応を行うことが必要。</p>

「森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」（平成8年11月閣議決定）（林業基本法第10条に規定）は、森林計画制度の最上位に位置し、森林資源の長期的な整備の基本方向や重要な林産物である木材の長期的な需要及び供給を明らかにすることにより、国の施策の指標及び個々の林業等の参考になるという役割を有している。

この「計画及び見通し」は、持続可能な森林経営を一層推進することとして、森林資源の質的充実を図ることや公益的機能の発揮をより重視すること、また、我が国森林資源が成熟していく中で環境面・健康面で有益な素材である木材の利用推進の努力を見込み、国産材供給の増加を目指すことなどを内容としている。

滞在型森林健康促進対策、森林林業市民参加促進対策の実施【林野庁】

国土緑化運動の推進【林野庁】  
国民の緑に対する共通の基盤を醸成し、21世紀に向けて新たな時代に対応した森林づくりを推進するため、社団法人国土緑化推進機構の活動強化、緑化技術の研究及び情報の収集・提供等を行う財団法人日本緑化センター事業の充実、特定保安林等の緊急かつ適切な整備の推進、森林ボランティア活動の支援・促進等緑化推進に必要な経費

国民が森林を活用して健康の維持・増進を図る地域づくりを促進するための基盤の整備や都市住民等の直接参加による森林づくりを推進するための基盤の整備を実施。  
(平成11年度予算：4,769,875千円)

郷土の森林保全活動推進事業【林野庁】  
里山林等の森林環境を保全するため、市町村が特定した区域について、地域住民を主体とする市民団体等と森林所有者の間での森林保全に関する協定の締結・保全活動の実施等を促進する。  
(平成11年度予算：20,875千円)

及び個々の林業経営の参考となり、適切な森林の造成及び保育・管理が推進される。

都市住民の山村における滞在・体験のための基盤となる林道や森林空間等が整備されたことにより、滞在を促進するための必要な森林・林業体験施設等の施設整備の促進と活動が展開され、都市住民の森林・林業への理解が深められた。

里山林、都市近郊林等の保全活動を促進し、森林環境の保全を推進する。

植樹祭、育樹祭、苗木配布等の行事を通じて、緑化意識の高揚及び、緑化技術の研究及び開発による緑化不適地等への緑化が推進され、緑豊かな環境づくりが行われている。

引き続き滞在型森林健康促進事業、森林林業市民参加促進事業を実施し、国民が森林を活用して健康の維持・増進を図る地域づくりを促進するための基盤の整備や都市住民等の直接参加による森林づくりを推進する基盤の整備を実施する。

引き続き郷土の森林保全活動推進事業を実施し、里山林等の森林環境を保全するため、市町村が特定した区域について、地域住民を主体とする市民団体等と森林所有者の間での森林の保全に関する協定の締結・保全活動の実施等を促進する。

引き続き左記事業を推進していく。

「見通し」については、エネルギー情勢、為替レートなど予測しがたい要因が多く、これらの要因の変化によって、我が国の経済情勢が変化した場合には、弾力的な対応を行うことが必要。  
持続可能な森林経営を一層推進するため、森林資源整備の長期性を考慮しつつ、森林に対する社会的経済的ニーズに適切に応える森林整備に努めることが必要。

施設利用者や社会のニーズに応じた継続的な施策の展開を図る必要がある。

地域住民や社会のニーズ等に応じた継続的な施策の展開を図る必要がある。

森林ボランティア活動を活発化するための指導者の要請・確保 森林ボランティア活動を支援するためのフィールドの確保と環境整備 森林ボランティア、緑の協力員との連携による「緑の募金」活動の推進等が今後の課題となっており、早期に支援方策等の整備を図っていくこととしている。



		<p>について国庫補助を行っている。</p> <p>平成7年度に制定・施行された「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、緑の募金運動を展開するとともに、その募金を活用し、ボランティアによる森林・緑づくりを実施。</p> <p>特用林産物生産の促進（特用林産振興総合対策事業）【林野庁】</p> <p>林野庁は、平成8年度から特用林産振興総合対策事業において、特用林産物の生産振興や生産基盤及び施設等の整備を実施。</p> <p>8年度 1,959百万円（当初予算額） 9年度 2,001百万円（当初予算額） 10年度 1,803百万円（当初予算額） 11年度 1,550百万円（当初予算額）</p> <p>木材の供給体制の整備と木材の有効利用の促進【林野庁】</p> <p>林野庁は、従来施策を充実するため、木材利用技術開発等に関する新たな予算措置を講じた。</p> <p>8年度 2,739百万円（当初予算額） 9年度 2,708百万円（当初予算額） 10年度 2,413百万円（当初予算額） 11年度 2,087百万円（当初予算額）</p> <p>保安林の整備【林野庁】</p> <p>国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成、保健休養の場の提供等の観点から、保安林の計画的な指定・整備が行われている。</p>	<p>第5期保安林整備計画（平成6年度～平成15年度）に基づき、適切な保安林の整備を実施。</p>	<p>特用林産物の生産は、連年、短期的に安定した収益をあげられ、高齢者や婦人の就労に適したものが多く等の特徴があり、林家の林業粗生産額に占める割合が高い。この特用林産の振興を推進することにより、農山村の地域経済の安定と山村住民の定着化等に貢献し得る。</p> <p>木材の安定供給体制の整備と木材の有効利用の促進により、林業、木材産業の活性化を図り、生物多様性の重要な構成要素である森林、林木の持続可能な利用に貢献</p> <p>平成11年3月31日現在、保安林の指定面積は、約940万h a</p>	<p>引き続き、特用林産振興総合対策事業を実施する。</p> <p>引き続き木材の安定供給体制の整備と木材の有効利用の促進に努める。</p>	<p>特用林産物生産の振興のため所要の措置を講じる。</p> <p>木材の安定供給体制の整備と木材の有効利用の促進については、中長期的な取組が必要であることから、引き続き所要の措置を講じていくことが重要である。</p> <p>全国218流域毎に策定された第5期保安林整備計画に基づき、緊急かつ計画的に保安林の整備を推進する。</p>
<p>33200 33201 33202</p>	<p>第2節 農業 p67 1 基本的考え方 2 環境保全型農業の推進</p>	<p>環境保全型農業総合推進事業の整備【農林水産省】</p> <p>平成6年4月、環境保全型農業推進本部を設置し、環境保全型農業推進の基本的考え方を示した。この考え方に基づき、土づくり、リサイクル等のための技術開発、環境保全型農業の推進のための実証園や施設、環境保全型農業の取組事例のコンクールを</p>	<p>平成11年7月、「食料・農業・農村基本法」が成立し、農業の自然循環機能の維持増進の必要性が明記されるとともに農薬及び肥料の適正な使用の確保等の施策の必要性が明記された。さらにたい肥等による土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を一体的に行う持続性の高い農業生産方式の導入を促進する措置を講じ、環境と調和のと</p>		<p>持続性の高い農業生産方式の導入に関する都道府県指針に即した農業者による導入計画の作成を推進する。 補助事業や制度資金等の農業者に対する支援策による持続性の高い農業生産方式の導入を促進する。</p>	<p>持続性の高い農業生産方式の普及・定着を通じ、環境保全型農業の定着を促進する。</p>

開催するとともに農業由来の環境負荷のメカニズムの把握、環境保全型農業による生産物の生産、流通、消費の状況、温室効果ガスの発生要因の把握のための調査等を行い、環境保全型農業の全国展開を図ることとしている。

環境保全型農業総合推進事業

【農林水産省】

環境保全型農業の全国展開を一層推進するために、都道府県段階における競技会の開催や技術検討、環境影響の測定等取組の強化、市町村段階における推進方針の策定・実施の推進等に加え、環境負荷の軽減を図る新しい農法に取り組む先駆的な地域に対する技術的支援の施策を講じるとともに、条件整備においては農業廃液処理施設、水質浄化施設等の拡充を行った。

環境保全型農業推進のための金融措置

【農林水産省】

1 農林漁業金融公庫資金（農林漁業施設資金のうち「環境保全型農業推進」）  
地域環境保全型農業推進方針策定市町村内において、環境保全型農業を推進するための施設の改良、造成、又は取得する場合、必要な資金の特利貸付等。平成6年度から実施。

	金利	限度額	融資率
共同利用施設	2.2%	なし	80%
主務大臣指定施設	2.2%	個人 3,500万円 法人 7,000万円	80%

平成10年度貸付枠（農林漁業施設資金全体として） 328億円

2 農業改良資金（環境保全型農業導入資金）

「有機農産物」、「無農薬栽培」、「減農薬栽培」など「有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日付け農林水産省農蚕園芸局長、食品

れた持続的な農業生産の確保を図るため、同年10月「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」が施行された。

持続的農業総合対策事業【農林水産省】

環境と調和した持続性の高い生産が可能であるという農業本来の特質を一層発揮できるようにするため、農業の環境への負荷の軽減を図りつつ、土壌診断に基づくたい肥の適切な施用、局所施肥等による施肥の節減及びフェロモン剤の利用等による農薬使用の節減を体系化した生産方式の導入を促進するための対策等を重点的に実施した。  
（平成11年度予算:2,622百万円）

	金利	限度額	融資率
共同利用施設	2.2%	なし	80%
主務大臣指定施設	2.2%	個人	80%

平成11年度貸付枠（農林漁業施設資金全体として） 532億円

2 農業改良資金（環境保全型農業導入資金）

平成11年に導入すべき生産方式を明瞭にし、その生産方式に基づく環境保全型農業の導入促進を図るため、資金内容、貸し付け等を改正。平成7年度から実施。

持続性の高い農業生産方式の導入・定着による化学肥料・農薬の使用の低減による環境保全型農業の推進

1 農林漁業金融公庫資金（農林漁業施設資金「環境保全型農業推進」）  
地域環境保全型農業推進方針策定市町村内において環境保全型農業推進のために必要な施設の導入資金等を特利融資することにより、当該市町村内における環境負荷軽減に配慮した環境保全型農業に対するインセンティブを高める。

2 農業改良資金（環境保全型農業導入資金）

ガイドライン表示が可能な農産物生産方法は、化学合成資材を、全く使用しないか、大幅に使用量を減ずる

自然循環機能躍進総合対策事業

【農林水産省】

持続性の高い農業生産方式の導入、たい肥等を含めた肥料の適正使用指針の策定や地力増進対策、有機性資源の循環利用を促進するための支援を重点的に実施することにより農業の自然循環機能の維持増進を図る。  
（平成12年度予算:4,145百万円の内数）

表記資金制度の円滑な運用を図る。

環境保全型農業のための技術開発の進展等に合わせ、貸付対象施設等の拡大を検討していく必要がある。

<p>流通局長、食糧庁長官通達。以下「ガイドライン」という。)に基づく表示が可能な農産物(米麦含む。)の生産に取り組む農業者等に対して無利子資金を貸付け。平成7年度から実施。</p> <p>標準資金需要額(10a当たり)</p> <p>有機農業 集団139,000円 個人133,000円</p> <p>減農薬・減化学肥料栽培 集団161,000円 個人141,000円</p> <p>貸付枠(平成10年度) 10億円</p>	<p>標準資金需要額(10a当たり) 20万円</p> <p>償還(措置)期間 10(3)年以内</p> <p>持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律により都道府県の認定を受けた農業者の標準資金需要額</p> <p>(10a当たり) 32万円</p> <p>償還(措置)期間 12(3)年以内</p> <p>貸付枠(平成11年度) 20億円</p>	<p>かするものであり、このような農業に取り組む農業者等を資金面で支援することにより、化学合成資材投入等農業に由来する環境負荷を軽減することができる。</p>		
<p>民間団体による環境保全型農業への取り組み【農林水産省】</p> <p>JAグループなど民間団体の環境保全型農業への取り組みを推奨した。</p> <p>JAグループは第20回JA全国大会において、「21世紀への農業再建とJA改革」を決議し、その中で”人・農地・環境のルネッサンス”を運動の理念としつつ、4つの営農目標を設定し、その1つが「田園環境の維持・保全と環境保全型農業の育成」であった。また、環境保全型農業の推進のためには、農業生産関係者だけではなく国民的運動の展開が必要であるとの考えから、学識経験者などを含めた24名からなる「全国環境保全型農業推進会議」を設置し、実践優良地区の表彰、環境保全型農業推進憲章の策定、シンポジウムの開催などを行っていくとした。</p>		<p>環境保全型農業の重要性について、生産・流通・消費関係者等国民の理解が進んだ。</p>	<p>シンポジウムの開催、優良地区の表彰、憲章の普及等を通じ、環境保全型農業の啓発・普及に努める。</p>	<p>環境保全型農業を大きな運動としていくためには次のことが必要と考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. JA、行政、地域住民の代表などからなる地域ぐるみの推進主体の確立</li> <li>2. 環境保全型農業の生産物のマーケティングの確立</li> <li>3. 生産・流通・消費の幅広い関係者が一体となった、国民的な運動とする</li> </ol>
	<p>農業農村地域資源・環境調査【農林水産省】</p> <p>肥料・農薬の投入状況等農業と環境に関する農業生産現場の実態を把握</p> <p>(平成11年度予算：35,674千円)</p> <p>環境保全型農業推進農家の経営分析調査【農林水産省】</p> <p>環境保全型農業に取り組む農家の収益性の把握(野菜部門)</p> <p>(平成11年度予算：27,464千円)</p>		<p>農業農村地域資源・環境調査【農林水産省】</p> <p>畜産農家における家畜排せつ物管理利用状況の実態と把握</p> <p>(平成12年度予算：35,685千円)</p>	<p>調査の周期化</p> <p>調査の周期化</p>

33203	3 環境に配慮した農業農村の整備	<p>生態系等に配慮した農業農村整備に資する指針の作成【農林水産省】 農村地域の野生動植物に関する生息・生育状況及び生息生育環境を適正に調査・解析するための調査手法等について検討を行い、調査マニュアル(案)を作成した。</p>	<p>農村地域生物多様性保全対策調査【農林水産省】 農村地域に存在する生物と生息・生育地(樹林、池等)と農業用施設とのネットワーク化等、生物多様性を確保するための手法を開発するための調査を実施した。 (平成11年度予算：60,000千円)</p>	<p>12道府県にて、棚田保全のための都市住民等の理解の促進を図る普及啓発活動等を支援した。</p>	<p>平成11年度に引き続き、農村地域に存在する生物の生息生育地(樹林、池等)と農業用施設とのネットワーク化等、生物多様性を確保するための手法を開発するための調査を実施する。 (平成12年度予算：59,000千円)</p>	<p>農業農村整備事業における生物多様性の確保に配慮した施策の展開。</p>
		<p>棚田地域等保全対策の実施【農林水産省】 平成10年度より、棚田地域等における持続的な保全・利活用活動の支援を目的とした基金を都道府県に設置した。 (平成11年度予算：2,660百万円)</p>			<p>都道府県が円滑な基金造成が行えるよう予算措置を行う。 (平成12年度予算：2,640百万円)</p>	<p>棚田地域等の農地及び土地改良施設の有する多面的機能を良好に発揮させるため、今後は、その保全・利活用活動に対する都市住民等への理解の深化と積極的な支援参加を促進しつつ、地域住民等の共同活動への積極的な支援を行っていくこととしている</p>
		<p>農村環境整備計画策定【農林水産省】 (市町村における計画策定につき拡充、H10：65,000千円 H11：125,000千円)</p>	<p>農業農村整備環境対策指針を策定した道府県の市町村において、環境に配慮した農業農村整備事業実施の基本構想である「農村環境計画」を策定した。</p>		<p>引き続き、「農村環境計画」を策定する。 (平成12年度予算：240,500千円)</p>	<p>農村地域における効率的・総合的な環境保全対策のためには、環境に配慮した農業農村整備事業実施のためのマスタープランとなる「農村環境計画」を策定し、地域における環境保全目標を明確にするとともに、環境に関する地域住民の合意形成により、適切な環境配慮箇所・工種を特定した上で、事業を展開する必要がある。</p>
33204	4 農村の環境の保全と利用	<p>美しいむらづくり対策事業【農林水産省】 水、緑、文化などを活かした景観の形成に加え、農山漁村を一体としてとらえた環境・生態系の保全と農林水産業を通じた地域資源の有効活用による地域づくりを推進するため、「美しいむらづくり対策事業」を平成9年度から実施。</p>			<p>景観形成活動、伝統文化継承等の住民主体の美しいむらづくりへの取組に対して、施設整備等を行う各種農林水産施策の連携により支援するとともに、国民に対する啓発普及活動を実施し、魅力ある農山漁村の景観形成を促進する。</p>	<p>美しいむらづくりを通じて、国民共有の財産である美しい農山漁村の創出を促進し、農村が有する豊かな自然環境、美しい景観等の多面的機能を適切に維持・発展させるよう努める。</p>
33205	5 商業的に繁殖可能な希少野生動植物種の保護					
33300	第3節 漁業 p72					
33301	1 基本的考え方					
33302	2 国際的な海洋生物資源の持続可能な利用及び保全	<p>日中間においては、昭和50年に締結された漁業協定に基づき、黄海、東海の漁業資源を保存することとしてきた。しかし、平成8年に国連海洋法条約が日中両国について発効したことを受けて、両国は新たな、日</p>			<p>現在、新協定の平成12年6月1日の発効に向け、準備を進めている。</p>	<p>日中間においては、境界画定がなされていない水域があるため、新協定においては暫定措置水域を設け、共同管理を行うこととしている。長期的には、境界画定を行った上で、日中両国がそれぞれ自国の排他的経</p>

中漁業協定を作成し、平成9年11月に署名。同協定については、平成10年4月に国会承認。同協定は、国連海洋法条約の趣旨を踏まえ、原則として沿岸国が自国が排他的経済水域において海洋生物資源の管理を行うことを基本とする新たな日中間の漁業秩序を確立するためのものである。

【外務省】

我が国は、1996年6月20日、「海洋法に関する国際連合条約」（以下「国連海洋法条約」という。）の批准書を国連事務総長に寄託し、同条約は1996年7月20日、我が国について効力が生じた。

国連海洋法条約は、領海、排他的経済水域、大陸棚、公海等、海洋の法的秩序に関する諸問題について包括的に規定するものであるが、特に排他的経済水域に関する同条約第5部においては、生物資源の維持・最適利用等に係わる沿岸国の義務（第61条及び第62条）及び特定の生物資源の開発・保存等についての協力等（第63条から第67条まで）が定められている。【外務省】

平成11年1月に新たな日韓漁業協定が発効した。この新たな日韓漁業協定においては排他的経済水域の境界画定についての日韓両国の立場の隔たりが大きいことから漁業暫定線を設定し、同暫定線より自国側の水域を協定の適用上自国の排他的経済水域とみなすことにより自国が資源管理を行うことを可能としている。

また、漁業暫定線を設定することのできなかった水域においては、暫定水域を設定し、右暫定水域においては、新たな協定に基づいて設置される日韓漁業共同委員会における協議に基づいて資源管理が行われる。

【外務省】

国際漁業資源等の調査 【水産庁】  
複数の関係国が利用するかつお・まぐろ類、さけ・ます類、いか類及び底魚類などの国際漁業資源について、調査船調査等により生物学的知見・情報を収集するとともに、漁獲統計を利用した統計学的な分析、

平成11年7月及び12月に日韓漁業協定に基づいて設置された日韓漁業共同委員会会合を開催し、同協定上設定された暫定水域における資源管理措置について協議を行った。

協議の結果、両国ともズワイガニ及びベニズワイガニについての自国の国内法令を自国民及び漁船が履行するようにし、関心漁種について科学的な資源調査を各々実施することとした。

引き続き日韓漁業共同委員会の枠組みを通じて、日韓漁業協定上定められている同時最高操業隻数の設定などの措置を実施すべく協議を行っていく。

関係漁業国が加盟した国際漁業管理機関等に積極的に参加して、国際漁業資源の保存と適正な管理の推進のため、科学的な調査・研究面での貢献を引き続き実施していく。

済水域において海洋生物資源の管理を行うことが望まれる。

長期的には、日韓間で排他的経済水域の境界画定を行った上で、日韓両国がそれぞれ自国の排他的経済水域において海洋生物資源の管理を行うことが望まれる。

公海において、水産資源の保存管理措置を強化しようとする動きがみられるほか、野生生物の保護や海洋生態系の保全を求める動き等もあり、国際漁業資源の保存と適正な管理の推進のため、科学的な調査・研究面での貢献を引き続き実施していく。

33303	3 国内の海洋生物資源等の持続可能な利用及び保全	<p>生物学的、遺伝学的分析等による資源評価及び将来の動向予測を実施するなど、国際漁業資源の保存と管理に必要な科学的な調査・研究を実施している。また、国際漁業の対象生物のみならず、これら漁業の混獲生物及び生態的関連種についても、混獲情報、生物学的・生態学的知見の収集・分析を行っている。</p> <p>沿岸漁場整備開発事業 【水産庁】 沿岸漁場整備開発事業については、平成6年度を初年度とする第4次沿岸漁場整備開発計画（平成6年6月24日閣議決定）に基づき計画的かつ総合的に推進しているところであり、増殖場造成事業及び沿岸漁場保全事業において、魚介類の増殖場であり水質の浄化機能をも有する沿岸域の藻場・干潟造成等を積極的に実施した。 （平成11年度予算：15,530,500千円）</p> <p>野生水産動植物の保存に関する基本方針 【水産庁】 水産業にとって、有用水産資源を含む水生生物の持続的利用は極めて重要であり、生物多様性の保全対策が必要である。このため、「野生水産動植物の保存に関する基本方針」（平成5年4月1日付け農林水産省告示第293号）を策定し、これに基づき、野生水産動植物の適正な保存管理を行っているところである。</p> <p>希少水生生物保存対策推進事業【水産庁】 平成5年度から 保護を要する野生水産動植物の特定に資するための資料として文献調査を中心に「データブック」を作成するとともに、希少魚類等の増殖・保存試験を実施した。</p> <p>水産生物の遺伝的多様性の保存と評価手法の開発 【水産庁】 水産生物の配偶子の凍結保存技術・遺伝的</p>	<p>増殖場造成事業及び沿岸漁場保全事業の実施により、沿岸水域の浄化能力や、多様な生物の生息・生息地の確保の推進が図られる。沿岸漁場整備開発事業で造成した藻場・干潟の面積は、約7,680ha（S51～H11）であり、これは窒素除去量約1,771トン／年に相当する。沿岸漁場の生産力の維持・増大を図る。</p> <p>水産生物の遺伝子保存技術評価手法の確立</p>	<p>沿岸水域の浄化能力や、多様な生物の生息・生育地の確保を進めるため、増殖場造成事業及び沿岸漁場保全事業を実施する。 （平成12年度予算：15,747,700千円）</p> <p>捕獲の規制等が必要な水産動植物については水産資源保護法に基づき、採捕の制限又は禁止の措置を行っていく。また、水産動植物の保護培養を図る必要のある水面を保護水面として指定し、必要な措置を講じていく。</p> <p>「データブック」の掲載種について、保護手法の検討を進めるため、緊急性の高いものから現地調査及び増殖保存試験等を実施する。</p> <p>水産生物の遺伝的保存技術の評価技術・手法の開発</p>	<p>第4次沿岸漁場整備開発計画に従い沿岸漁場保全事業を実施することにより、沿岸水域の浄化能力や、多様な生物の生息・生育地の確保に努める。</p> <p>左記施策を引き続き実施し、野生水産動植物の適正な保存管理を図っていく。</p> <p>水産資源の持続的利用を図っていくとともに、資源状態が著しく悪化し、種、亜種又は個体群の保存上問題が生じている野生水産動植物については、その保護培養の徹底を図っていく。</p>
-------	--------------------------	---	---	--	---

33304	4 海洋環境等の保全	<p>多様性の評価手法の開発。</p> <p>巡視船艇・航空機による漁業関係法令違反の防止及び取締りを実施【海上保安庁】</p> <p>マリン・エコトピア調査事業 【水産庁】 海域や内水面において、生物の多様な生息空間、生育環境の確保を図るなど、生態系に配慮した漁場、海岸等環境の維持・修復及び創造を具体的に進めるために策定した基本構想（「マリン・エコトピア21」基本構想）に基づき、地域を指定し、指定地域における環境修復等に関連する各種事業を総合的かつ計画的に実施するためのマスタープラン（全体計画）を策定した。</p> <p>漁港環境整備事業（うち水域環境保全対策事業） 【水産庁】 （平成11年度実施箇所 1箇所 50百万円）</p> <p>漁港環境整備事業 【水産庁】 （平成11年度実施箇所 107箇所 当初予算：3,256百万円）</p> <p>漁業集落排水施設整備事業 【水産庁】 （漁業集落環境整備事業・漁港漁村総合整備事業） （平成11年度実施箇所 179箇所 当初予算：12,573百万円）</p> <p>漁場富栄養化対策事業 【水産庁】 （平成11年度予算：30,944千円）</p> <p>海と陸と緑のネットワーク事業の実施 【農林水産省，水産庁，運輸省，建設省】</p>	<p>平成11年度において外国漁船28隻を検挙、漁業関係法令違反で日本漁船1,204件を送致。</p> <p>水域環境の保全</p> <p>自然環境等保全に関する意識の醸成</p> <p>陸上起因の汚濁物質の軽減</p> <p>平成11年度までに3海岸を指定</p>	<p>引き続き、巡視船艇・航空機による漁業関係法令違反の防止及び取締りを行う。</p> <p>引き続き左記事業を推進していく。</p> <p>「ふれあい漁港空間の創造」に関して積極的推進</p> <p>「快適で活力ある漁港漁村の形成」の積極的推進</p> <p>漁場の富栄養化対策に資する栄養塩（窒素、燐等）と生物の多様性の関係についての調査等の実施</p> <p>野生生物が生息可能な空間の保全・回復を目的とした自然環境保全事業（ビオトープ事業等）との連携を図り、海岸事業における防潮林、植栽及びこれに関連する管理道路等の整備を行い、陸域から海岸域までの一体的な生息空間の形成を図る。</p>	<p>地域毎に策定されたマスタープランに基づき、生態系に配慮した水域環境の維持・修復及び創造の観点に立った、地域における計画的かつ総合的な水域環境保全対策を推進する。</p> <p>地域特性に応じた緑地・親水施設の整備の推進</p> <p>漁港及び周辺水域の水質保全並びに生活環境の改善</p> <p>漁場として望ましい栄養塩等のあるべき状態の指針の作成等</p>
-------	------------	--	---	---	--

		<p>渚の創生事業の実施 【農林水産省、水産庁、運輸省、建設省】</p> <p>魚を育む海岸づくりの実施 【農林水産省、水産庁、運輸省、建設省】 海岸事業による人工リーフ等と沿岸整備事業による増養殖場の整備を一体的に行うことにより、コスト縮減を図るとともに、沿岸生物の生息空間の形成を図る。</p> <p>エコ・コースト事業の実施 【農林水産省、水産庁、運輸省、建設省】</p>	<p>平成11年度までに9海岸を指定</p> <p>平成11年度に2海岸を指定</p> <p>平成11年度までに37海岸を指定。</p>	<p>土砂余剰地域と海岸侵食地域の連携による効率的な事業の実施</p> <p>ウミガメやカブトガニといった海生生物や野鳥等にとって重要な生息場所等となっている海岸や、自然景観との調和を図る必要が高い海岸において、施設構造や工法の工夫、干潟や磯の創出などを行い、自然環境と調和した海岸を形成していく。</p>	<p>公共事業の連携による効率的な事業の実施</p> <p>公共事業の連携による効率的な事業の実施</p>	
33400	第4節 野外レクリエーション及び観光 p80					
33401	1 基本的考え方					
33402	2 自然とのふれあいのための基盤整備	<p>自然公園等における整備【環境庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑のダイヤモンド計画整備事業</li> <li>・自然体験滞在拠点整備事業</li> <li>・エコ・ミュージアム整備事業</li> <li>・長距離自然歩道</li> <li>・ふるさと自然ネットワーク整備事業</li> <li>・環境共生推進特別整備事業</li> </ul> <p>森林インストラクターの養成【林野庁】 平成2年12月に制定した「森林インストラクターの知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規定（農林水産省告示第1563号）」に基づき、（社）全国森林レクリエーション協会が実施している「森林インストラクター資格審査・証明事業」を推奨した。 平成12年2月現在、全国で941名の森林インストラクターが登録され、一般市民や学童に対して、森林の案内や森林内での活動の指導及び林業体験の指導を通じ、森林と人間との共生やその保全の重要性について解説を行っている。</p> <p>森林空間総合利用事業【林野庁】</p>	<p>国立・国定公園の大自然の中での滞在生活や、学び、冒険などを通して自然や地域との共生を体験する中核的エリアを整備する「ふれあい自然塾整備事業」を推進した。 (平成11年度予算:16,486,000千円)</p> <p>一般市民や学童に対して、森林の案内や森林内での活動の指導及び林業体験の指導を通じ、森林と人間との共生やその保全についての理解が得られた。</p> <p>・国民による自主的な森林づくり活動の場としてボランティア団体等にフィールドを</p>	<p>国民の自然とのふれあいが促進されることを通じて、自然と人間との共生の確保に寄与した。</p> <p>・全国63箇所を区域を設定。</p>	<p>自然公園等事業は、国民生活に密着した公共事業として、自然の保全や復元のための事業や自然を学ぶための施設の整備の着実な展開を通じ、より一層の充実</p> <p>森林インストラクターの資質の向上を図るための研修会や学習会を引き続き開催する。</p> <p>・区域設定を行った箇所について、ボランティア団体等との協定を促進。</p>	<p>自然環境保全審議会の「ふれあい答申」を踏まえた自然公園等事業のあり方を示す総合的なビジョンの構築を受けて、自然とのふれあいの場と機会の確保の充実</p> <p>森林インストラクターの活躍の場を広げるための多様なフィールドの確保及び森林インストラクター相互の情報を交換するネットワークの整備が必要である。</p> <p>・設定箇所の拡充</p>



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・レクリエーションの森の整備</li> <li>・ヒューマン・グリーン・プラン</li> <li>・ふれあいの郷整備事業</li> <li>・森林ふれあい推進事業（森林倶楽部）</li> <li>・森林利用ガイド事業</li> <li>・森林ふれあい基地づくり整備モデル事業（FFG）</li> <li>・特定森林環境整備滋養（森林環境整備推進協力金）</li> </ul>	<p>提供する「ふれあいの森」の設定を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国有林野内の代表的な巨樹・巨木（森の巨人たち百選）について協議会が自主的な保護活動を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森の巨人たち百選を選定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会等と協力して巨樹・巨木保護活動を展開。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護活動のPR等</li> </ul>
33403	3地域の特性に応じた野外レクリエーション機会の確保	<p>グリーン・ツ・リズムの推進【農林水産省】</p> <p>平成4年6月に公表した「新しい食料・農業・農村政策の方向」において、地域全体の所得の維持・確保を図る観点から多様な就業機会を創出するための施策として位置づけられるとともに、平成7年4月に施行された「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」の推進を図るため、平成5年度から「農山漁村でゆとりある休暇を」推進事業を実施し、グリーン・ツ・リズムの推進に係る調査研究、普及啓発、更には、農林漁業体験民宿の普及定着のために必要な情報の提供システムの整備等の支援に努めている。</p> <p>農林漁業体験民宿の登録数の増加に伴う普及・指導の強化、都市への情報提供の稼働実験、都道府県団体の活動支援、地域における連携活動の推進等の取組支援を拡充した。</p> <p>都市山村交流促進対策の実施【林野庁】</p>	<p>農業・農村の活性化による環境の維持・保全及び新たな環境の創造に資するとともに、農業・農村の体験を通じた環境についての都市住民の意識の普及啓発</p>	<p>グリーン・ツ・リズム推進手法の調査研究、受け入れ体制の整備、都市住民への普及促進、法律に基づく市町村計画の策定や農林漁業体験民宿の支援体制の強化を図るほか、農林漁業体験活動指導者の育成及び地域宿泊業者等との連携や複数市町村、教育関係者等との連携などの交流連携活動の推進に努めることとしている。</p>	<p>グリーン・ツ・リズムのより一層の推進を図るため、地域の景観の保全等美しいむらづくりの推進、地域におけるサ・ビス水準の向上・体験交流施設の整備等受け入れ体制の整備、都市農村相互の情報交流システムの推進、国民的な普及啓発の展開等を行うことが必要である。</p>	<p>施設利用者や社会のニーズに応じた継続的な施策の展開を図る必要がある。</p>
			<p>森林の総合利用を通じ、都市住民等の森林・林業への理解の醸成と森林整備への参加を推進するため、文化的・教育的利用に供する森林等利用した森林内体験活動を促進するための整備計画の策定及びこれに基づく森林内活動の拠点施設整備等を通じた都市と山村の交流を促進した。</p> <p>（平成11年度予算：213,725千円）</p>	<p>森林とふれあう施設の整備が進むとともに、森林・山村内での動植物の観察、山村生活、林業体験を通じ、都市住民等の森林・山村への理解の醸成と都市と山村との交流促進が図られた。</p>	<p>引き続き都市山村交流促進事業を実施し、都市住民等の森林・林業への参加を促進するため、文化的・教育的利用に供する森林等を利用した森林内体験活動を促進するための整備計画の策定及びこれに基づく森林内活動の拠点施設整備等を通じた都市と山村の交流を促進する。</p>	

<p>漁港利用調整事業【水産庁】 （平成11年度実施漁港数12港、 当初予算：1,081百万円）</p>		環境負荷の軽減	「ふれあい漁港空間の創出」を積極的に推進	地域特性に応じたふれあい漁港空間の創出の積極的推進
<p>漁港交流広場整備事業【水産庁】 （平成11年度実施漁港数56港、 当初予算：9,419百万円）</p>		自然環境等保全に関する意識の醸成	「ふれあい漁港空間の創出」を積極的に推進	地域特性に応じたふれあい漁港空間の創出の積極的推進
<p>観光基盤施設の整備【運輸省】 （家族キャンプ村の整備 家族キャンプ場：平成11年度末で13地区整備完了、予算200百万円）</p>	<p>家族キャンプ村については、平成11成年度においても引き続き6地区について整備を実施した。</p>	<p>家族キャンプ村については近年オートキャンプ人口の急速な増加に伴い、この需要を満たすための即席オートキャンプ場の乱立傾向が見られ、これらのキャンプ場では自然環境の破壊や近隣住環境の破壊問題が惹起していることから、国が、先行的、モデル的に整備を行うことにより、自然環境の保全に配慮していくこととしている。</p>	<p>引き続き、左記措置を講じる。 （平成12年度：家族キャンプ村3地区、150百万円）</p>	<p>今後、開設が予定されている家族キャンプ村等のオートキャンプ場が相互に連携を取り、利用者が情報を入手しやすくするためのネットワーク化を検討する。</p>
<p>海と緑の健康海岸地域づくりの実施【厚生省、農林水産省、水産庁、運輸省、建設省】</p>		平成11年度までに15地域を指定	良好な海岸環境のもつ健康に対する効果に着目し、その活用により、子どもから老人まで各々のライフステージにおいて、健康で快適な生活を送れるような地域づくりを実施する。	
<p>いきいき・海の子・浜づくりの実施【文部省、農林水産省、水産庁、運輸省、建設省】</p>		平成11年度までに25地域を実施地域に選定	安全で良好な海岸空間の形成を図るとともに、野外教育、環境教育等に利用しやすい海岸づくりを積極的に推進し、青少年等が海辺の自然やスポーツを安全に楽しめ、また、世代間の交流の場となる海岸を創出する。	
<p>自然豊かな海と森の整備対策事業（白砂青松）の実施【林野庁、農林水産省、水産庁、運輸省、建設省】</p>		平成11年度までに9海岸を指定	海岸事業による砂浜の復元等と治山事業による保安林の整備を一体的に行うことにより、海水浴、森林浴を同時に行えるような白砂青松を形成する。	
<p>豊かな自然環境の中での宿泊滞在型レクリエーション需要に対応するため、国営公園等の大規模公園において質の高いオートキャンプ場を整備【建設省】</p>		実施箇所数 H11:32箇所		

33404	4 野外レクリエーション及び観光活動の際の配慮	第6次都市公園等整備七箇年計画に基づく都市公園等の着実な整備の推進【建設省】地域の観光地整備に際し、自然環境等への配慮が行われ、自然を活かした、自然とふれあえるような観光・余暇活動が促進されるよう、基盤整備を行う。		一人あたり公園面積 H9末 7.5㎡ H10末7.7㎡		第6次都市公園等整備七箇年計画の整備目標（平成14年度末） 一人あたり公園面積 約9.5㎡ 歩いて行ける範囲の公園の整備率 約65% 災害時における広域避難地となる都市公園の整備された市街地の割合 約65%
33500	第5節 バイオテクノロジーによる遺伝資源の利用 p86					
33501	1 基本的考え方					
33502	2 環境保全への応用	環境修復等のための生物利用指針作成調査【環境庁】 タンカー等による海岸の油汚染や、トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物による土壌・地下水汚染等の浄化を行う技術（バイオレメディエーション）の利用のあり方について検討 (平成11年度予算額:26,760千円)	左記の研究開発を継続して行った。	海岸の油汚染に対するバイオレメディエーションに係る利用指針（案）を検討するとともに、国内におけるバイオレメディエーションの状況を調査した	平成12年度は、引き続き油汚染によるバイオレメディエーションに係る検討を進める予定	環境保全の観点から、バイオレメディエーションの適切な発展に資する施策を展開する。
		バイオレメディエーションの技術開発及び生態系影響評価手法の開発【環境庁】 環境修復技術開発研究として、「海域の油汚染に対するバイオレメディエーション技術と生態系影響評価手法の開発」を実施。 (平成11年度予算:37,765千円)		環境修復技術に関する基礎的知見の集積。	引き続き左記の研究開発を実施。 (関連予算) (平成12年度予算:38,132千円)	環境修復技術の開発
33503	3 医薬品分野への応用	バイオレメディエーションの技術開発及び安全性評価手法の検討【通商産業省】  医薬品分野への応用【厚生省】		微生物の機能を利用して石油系溶剤等の難分解性物質を分解することにより、これらの物質により汚染された市街地や工場建物の地下の土壌を効率的かつ安価に浄化することが可能になる。 また、安全性評価手法を確立することによって、自然環境下における組換え体を含む複数生物を利用する際の安全性評価手法確立のための調査・検討を行う。	平成10年から、千葉県君津市の汚染場所を対象に、地下水で飽和された土壌層の汚染浄化の現地実証試験に着手  引き続き、自然環境下における組換え体を含む複数生物を利用する際の安全性評価手法確立のための調査・検討を行う。	地下水不飽和層の土壌汚染浄化に対する当該技術の有効性確認等、実用化に向けて所要の研究開発を行なう。  平成11年度までに、自然環境下における組換え体を含む複数生物を利用する際の安全性評価手法を確立する。

<p>33504 33505 33506</p>	<p>4 農林水産業における利用 5 醸造における利用 6 発酵工業における利用</p>	<p>昭和61年12月11日「組換えDNA技術応用医薬品の製造のための指針」を通知し、承認前の品質及び製造時の安全性の確保を図っている。</p>		<p>NA技術応用医薬品37種 6 2品目を承認した。</p>		
<p>33600</p>	<p>第6節 その他の利用 p89</p>					

項目欄の項目名右横の数字は、国家戦略本文の該当頁を示す。

国家戦略点検個票（第3部第4章）

コード	項目	従来施策	平成11年度に新たに講じた施策の概要	成果及び効果	当面の措置	中長期的課題
34000	第4章 生物多様性の構成要素等の特定及び監視 p90					
34100	第1節 生物多様性の構成要素の特定及び監視 p90					
34101	1 自然環境保全基礎調査等	自然環境に関する情報の収集・整備【環境庁】	左記事業を継続実施するとともに第6回自然環境基礎調査を開始した。 (平成11年度予算：805,093千円)	調査結果は、報告書、データベースとして整備され、生物多様性保全の基礎的資料として利用されている。	左記の事業の継続実施するとともに、生物多様性調査・種の多様性調査について、中・大型哺乳類に重点をおいた調査を開始する。(平成12年度予算：841,792千円)	生物多様性の現況把握のため左記事業を引き続き実施し、生物多様性情報の整備及び一般への公開を推進する。
34102	2 森林				世界の保護地域の現状を整理し、生物多様性の保全の観点も含め、地域の自然条件等に見合った保護地域の確立・管理手法の検討を行う。	地域や森林の種類に応じて適応可能な、保護地域の設定・管理手法を検討・確立し、結果を取りまとめる。
34103	3 海洋等の水域	水生生物保存対策調査【水産庁】 ウミガメ及びリュウキュウアユの保存のための基礎調査を実施した。  漁場環境保全推進事業のうち海浜環境美化推進事業【水産庁】 ウミガメの産卵場及び生息水域の廃棄物の除去清掃、卵や稚亀の密漁防止等の活動への助成。		基礎調査の取りまとめ		ウミガメの産卵場の保護等の適切な実施を図っていく。
34200	第2節 生物多様性に影響を及ぼす活動等の特定及び監視 p91					
34201	1 生物多様性に影響を及ぼす活動等	内分泌攪乱物質による野生生物影響実態調査(平成10～12年度)【環境庁】	左記の調査を継続実施した。 (平成11年度予算：70,000千円)	野生生物体内への内分泌攪乱物質の蓄積量等に関する情報が得られた。	左記調査を引き続き実施する。	内分泌攪乱物質に関する全般的な調査結果に反映させる。
34202	2 森林における特定及び監視					
34203	3 海洋等の水域における特定及び監視	海洋廃棄物生物影響調査【水産庁】 海洋廃棄物調査、日本海重油汚染調査及びかにかごゴーストフィッシング調査を実施する。  赤潮対策技術開発試験【水産庁】			流出した漁網類等が海洋環境に与える影響を把握するとともに、海洋廃棄物による生物への影響に関する科学的知見の充実を図る。  赤潮の発生及び赤潮による漁業被害防止のため、赤潮発生予察技術等の諸技術を開発	「当面の課題」に記載した項目について強力に推進していく。

		貝毒成分・有害プランクトン等モニタリング事業【水産庁】		する。	赤潮発生状況等の調査、赤潮関係情報の伝達体制の整備を行う。	赤潮発生防止、漁業被害防止のための諸技術の確立。
--	--	-----------------------------	--	-----	-------------------------------	--------------------------

項目欄の項目名右横の数字は、国家戦略本文の該当頁を示す。

国家戦略点検個票（第3部第5章）

コード	項目	従来施策	平成11年度に新たに講じた施策の概要	成果及び効果	当面の措置	中長期的課題
35000	第5章 共通の基盤的施策の推進p92					
35100	第1節 奨励措置 p94					
35101	1 経済的な奨励措置					
35102	2 社会的な奨励措置					
35200	第2節 調査研究の促進 p94					
35201	1 基本的考え方	<p>やんばる地域の保全活用方策の検討【環境庁】</p> <p>自然共生研究センターにおいて、「自然を活かした川」の技術開発を推進。 【建設省】</p> <p>建設分野の環境技術開発の推進【建設省】 生態系の保全・生息空間の創造技術の開発（環境庁と連携）</p>	<p>SACOの合意に基づき平成14年度末の北部訓練場返還を機に、沖縄本島北部のやんばる地域において保全・活用を図るため、自然環境の調査等を実施し、方策を検討した。（平成11年度予算：17,711千円）</p> <p>左記の開発を継続実施した。 （平成11年度予算：105百万円）</p>	<p>検討結果等は、報告書等として整備され、今後のやんばる地域における保全・活用を図るための方策として利用される。</p>	<p>左記の事業の継続実施 （平成12年度予算：17,704千円）</p> <p>自然作用を活かした共生型川づくりに関する研究の推進。</p> <p>左記の開発を継続実施。</p>	<p>引き続き施策の推進を図ることとしている。</p>
35202	2 地球環境保全調査研究等総合推進計画	地球環境研究総合推進費による調査研究の推進【環境庁】	<p>地球環境研究総合推進におけるこれまでの各研究対象分野「熱帯林の減少」、「生物多様性の減少」、「砂漠化」について、「自然資源の保全分野」として研究対象分野を整理・統合し、研究を推進した。</p> <p>・新規研究課題の実施 「地理的スケールにおける生物多様性の動態と保全に関する研究」（86,629千円） 「熱帯林の持続的管理の最適化に関する研究」（93,242千円） 「砂漠化の評価と防止技術に関する総合研究」（90,772千円）</p> <p>・継続実施課題の研究内容拡充 「アジア太平洋地域における森林及び湿地の保全と生物多様性の維持に関する研究」（45,591千円）</p>	<p>平成11年度においては、「自然資源の保全分野」として、以下の課題を5課題（354,941千円）実施し、地球環境保全の観点から、研究を推進した。</p> <p>熱帯林の持続的管理の最適化に関する研究（93,242千円）</p> <p>地理的スケールにおける生物多様性の動態と保全に関する研究（86,629千円）</p> <p>アジア太平洋地域における森林及び湿地の保全と生物多様性の維持に関する研究（45,591千円）</p> <p>サンゴ礁における生物多</p>	<p>自然資源の保全分野の研究課題として、引き続き左記、 、 、 の4課題を継続実施するとともに、新たに、以下の研究課題を開始する予定。</p> <p>「森林火災による自然資源への影響とその回復の評価に関する研究」（H12～14年度実施予定）</p> <p>「サンゴ礁生態系の攪乱と回復促進に関する研究」（H12～14年度実施予定）</p> <p>「東アジアにおける水資源評価と有毒アオコの発生モニタリング手法の開発に関する研究」（H12年度実施予定）</p> <p>「砂漠化のモニタリング及び評価手法の開発に関する予備的研究」（H12年度実施予定）</p>	<p>「人間活動と生物多様性の相互作用」に焦点を当て、自然科学面からのみならず、社会・経済学的、文化・倫理的側面等も含めた総合的なアプローチが必要との共通認識のもとに、引き続き、森林、特に熱帯林の保全、生物多様性の保全、乾燥地の砂漠化への対処、等について、地球環境問題の観点から研究の推進を図ることとしている。</p>

				<p>様性構造の解明とその保全に関する研究 (38,707千円) については、終了課題として研究成果を取りまとめた。</p> <p>砂漠化の評価と防止技術に関する総合研究 (90,772千円)</p>	<p>「生物学的侵入による生態影響評価のための予備的研究」(H12年度実施)</p>	
35203	3 国立機関公害防止等試験研究費による研究の促進					
35204	4 農林漁業関連	<p>自然との共生の森整備特別対策【林野庁】</p> <p>森林生態系を重視した森林整備のあり方について検討【林野庁】 1992年の「環境と開発に関する国連会議（UNCED）」において「アジェンダ21」、「森林原則声明」等の「持続可能な森林経営」の達成に関する世界的コンセンサスが形成されて以来、森林の生態系を重視した森林経営への関心が高まっており、我が国においても、「持続可能な森林経営」のためのモデルとなる流域を設定し、基準・指標に沿って森林生態系の状態等のモニタリング、分析、評価を行い、森林生態系を重視した森林整備が求められている。 平成8年度から引き続き、新たに持続可能な森林経営のためのモデルとなる森林生態系等のモニタリング等を行い、これに基づき持続可能性の評価及び評価に基づく望ましい森林整備のあり方を検討するための調査（森林生態系を重視した公共事業の導入手法調査実施要領）を実施し、森林生態系を重視した森林整備事業等の導入手法を検討した。</p>	<p>地域住民の自然との共生等に対する理解の醸成を図り、地域全体としての森林の保全・管理を促進するため、多様な体験・学習のための基盤としての森林等の整備を構想の段階から地域住民の積極的参加の下に実施した。 (平成11年度予算：398,400千円)</p> <p>多様な体験・学習のための森林等の整備を構想の段階から地域住民が積極的に参加することにより、自然との共生や森林の利用に対する理解の醸成が図られた。</p> <p>地域レベルでの持続可能な森林経営を推進していくための、森林生態系を重視した森林整備事業等の導入手法が検討された。</p>	<p>引き続き、自然との共生の森整備特別対策を実施し、自然との共生や森林の利用に対する理解の醸成に資するため、多様な体験・学習のための基盤としての森林等の整備を実施する。</p> <p>平成12年度以降においても、引続き、調査を継続し、調査に基づく望ましい森林整備の実施方策について検討する。</p>	<p>地域住民等の参加を促進し、自然との共生等に対する理解の醸成を図る施策を展開する。</p> <p>地域レベルで持続可能な森林経営を推進していくための、森林生態系を重視した森林整備事業等の導入手法を確立する。</p>	



35205	5 バイオテクノロジー関連	生物資源情報基盤整備【通商産業省】		生物資源情報基盤（生物資源、それら生物機能解明に資するDNA・蛋白質情報の蓄積・提供等）が整備され、バイオ分野における研究開発が効率的促進、新規産業化が図られる。	引き続き、産業に有用な生物種等の保存、DNA、蛋白質の構造、および機能解析等の知的基盤の整備を進める。	産業上有用な微生物のDNA・蛋白質解析の能力を国際水準に引き上げるための体制整備およびそれらのデータベース化、それらの保存を引き続き実施する。
35300 35301 35302	第3節 教育及び普及啓発 p100 1 基本的考え方 2 各種の取組	<p>こどもエコクラブ事業【環境庁】</p> <p>子どもパークレンジャー事業【環境庁・文部省】</p> <p>総合環境学習ゾーン・モデル事業【環境庁】</p> <p>体験を通じ、環境に優しいライフスタイル、ビジネススタイルを普及させ、21世紀の新しい経済社会作りの担い手を作ることを目的として実施。全国4地域(日本海東北部、東海、京滋・阪神、瀬戸内海中央)において、環境学習拠点への学習用資器材配備などにより、地球温暖化、化学物質、自然環境などの多様な環境問題について体験的な学習を行えるモデル的な現場やその相互のネットワークを整備した。</p> <p>学校教育振興費 青少年野外教育指導者研修事業【文部省】</p> <p>天然記念物整備活用事業【文化庁】 わが国の自然を記念し、学術上価値が高かつ地域文化を特徴づける天然記念物への</p>	<p>国立公園等において小学校高学年から中学生を対象に環境保全活動及び一般利用者指導活動を行うことにより自然保護の大切さや社会への貢献の心を学ばせる事業を実施。(平成11年度予算:8百万)</p> <p>環境教育・環境学習の幅広い知識を修得するため、青少年教育施設において野外教育の企画等に携わる専門指導者を養成する事業を実施。 (平成11年度予算:38,539千円)</p> <p>・天然記念物整備活用事業 既着手である5施設で事業を継続した。 (計 5件 補助金 289,612千円)</p>	<p>平成11年度は全国11地区で計39回の活動を実施。 延べ約1,000名が参加。</p> <p>学習用資器材の活用が始まり、ネットワークも形成された。</p> <p>野外教育者指導者の養成に寄与。</p> <p>・天然記念物整備活用事業 ミヤコタナゴ(埼玉県滑川町)、オオサンショウ</p>	<p>環境学習プログラムや分かりやすい環境情報の提供、交流機会の提供、GLOBE計画への参加支援、子どもの活動を身近に支える大人(サポーター)に対する支援等を行う。</p> <p>環境庁の地区事務所と現地の環境学習団体が協力して効果的な活動プログラムを提供。</p> <p>平成12年度も引き続き実施。</p> <p>新たに施設整備に着手した2施設を含む事業の適切な推進を図るとともに、10年度において着手したふれあい歴史のさと研究開</p>	<p>引き続き多くの子どもの参加を呼び掛けるとともに、各地域の特色・独自性がより一層活かされるような形での事業の推進・発展を図る。</p> <p>実施箇所、参加者数等実施規模の拡大</p> <p>学校教育や生涯学習において自然や自然と人のかかわり方について歴史・文化と一体的な理解を助けるため、身近に所在する記</p>

<p>理解を高め、持続的利用を前提とする生物多様性の保全に資する自然保護思想の啓発・普及を推進することを主目的とする施設整備を実施してきている（国庫補助）。</p>	<p>・ふれあい歴史のさと研究開発委嘱事業 地域の歴史、文化及び自然を一体的に理解し、学校教育や生涯学習を通じてこれらの地域文化財の適切な保護に資するため、記念物の実践的かつ有効な活用方策のソフト面での開発を目的とする地域主導の取り組みを支援する委嘱事業に着手した。岩手県他6県に研究委嘱を行った（委嘱件数 計7件 58,133千円）</p>	<p>ウオ（島根県瑞穂町）及び美郷のホタル及びその発生地（徳島県美郷村）の3施設が供用開始。 ・隣接する複数市町村を単位とする地域内の記念物を通じての歴史・文化・自然を一体的に認識し、これを活用することにより良好で豊かな生活環境の保全を地域主導で取り組むモデル事業を供与できた。</p>	<p>発委嘱事業の効果的推進を通じて、特定地域に所在する天然記念物を史跡や名勝等の他の記念物と一体的に歴史的・自然的文化遺産としてその保全に資するため、持続的活用を促進する手法開発に取り組む。</p>	<p>念物の有効活用に対応するため、施設整備や施設間の連携を図る各種ソフトの開発を急ぎ、その普及を図る必要がある。</p>
<p>F R P 漁船等廃棄物処理促進技術開発調査事業【水産庁】 現在までに行った調査研究を総合的に活用し、F R P 漁船について地域特性に応じた処理システムの構築を図るためのモデル地域を選定し、全国でF R P 漁船の計画的かつ適正な処理が実施されるような先進事例としてのシステムを構築するための調査研究を実施した。</p>	<p>森の子くらぶ活動推進プロジェクト 【林野庁・文部省】 都道府県民の森等において、子どもたちが森林と出会い、森林に興味を持ちながら様々な体験活動を行う機会を広く提供する事業を実施。</p>	<p>平成11年度は全国80市区町村で計398回の活動を実施。延べ約31,000名が参加した。</p>	<p>今後、受け入れ体制の整備、森林ボランティア活動に対する支援措置等の検討を行う。</p>	<p>継続的な活動の実施。</p>
<p>いきいき・海の子・浜づくりの実施 【文部省、運輸省、農林水産省、水産庁、建設省】</p>		<p>平成11年度までに25地域を実施地域に選定</p>	<p>漁場環境の保全のため、不要となった漁業系廃棄物等の再資源・再利用化を促進するためのリサイクル手法の導入を含めたより総合的な処理システムの構築を推進する。</p>	<p>「当面の課題」に記載した項目について強力に推進していく。</p>
<p>水辺の楽校プロジェクト【建設省】</p>		<p>登録箇所数 H10：160 H11：175（累計）</p>	<p>安全で良好な海岸空間の形成を図るとともに、野外教育、環境教育等に利用しやすい海岸づくりを積極的に推進し、青少年等が海辺の自然やスポーツを安全に楽しめ、また、世代間の交流の場となる海岸を創出する。</p>	
<p>環境ふれあい公園の整備【建設省】 地域レベルでの市民の環境活動や指導者の育成などの拠点として、野生生物の生息地</p>		<p>事業箇所数 H10：97 H11：98</p>	<p>河川等の水辺を子ども達の体験学習の場として利用するため、地域の方々と協力しながら安全な水辺を創出する。</p>	

		<p>等となる自然生態園や野鳥観察所等の施設を整備。</p> <p>「春期における都市緑化推進運動」（4月1日～6月30日）及び「都市緑化月間」（10月1日～31日）における都市緑化の普及啓発活動【建設省】</p> <p>都市緑化植物園の整備【建設省】 都市住民の都市緑化意識の高揚、植栽知識の普及等を図るため、教材園、植物展示等を有する緑の相談所等を整備</p>					都市緑化植物園事業箇所数 H10：13 H11：12
35400	第4節 影響評価及び悪影響の最小化 p104						
35401	1 基本的考え方	<p>環境影響評価の推進【環境庁、厚生省、農林水産省、通産省、運輸省、建設省】 環境影響評価法の全面施行に向けて、生物多様性の確保、生態系の保全を対象に含む環境影響評価の調査、予測、評価の技術的ガイドラインである基本的事項及び技術指針を定めた。</p>	<p>環境影響評価法を全面施行することにより生物多様性の確保、生態系の保全を含めた環境影響評価を開始するとともに、生物多様性の確保等に関する環境影響評価の具体的な技術手法について検討を進めた。</p>	<p>生物多様性の確保、生態系の保全に関する環境影響評価の技術手法について検討し、スコーピングに関するマニュアルを整備した。 また、このテーマに関するシンポジウムを開催した。</p>	<p>生物多様性の確保、生態系の保全に関する環境影響評価の技術手法について、引き続き検討を行う。</p>	<p>生物多様性の確保などに関するものを含め、環境影響評価を支える各種の技術手法について、継続的なレビュー作業を実施し、技術手法の向上を図るとともに、基本的事項・技術指針の見直しを行う。</p>	
35402	2 社会資本整備に当たっての配慮	<p>新たな港湾環境政策【運輸省】 港湾環境をめぐる様々な課題に対応するため、運輸省港湾局では、平成6年3月「新たな港湾環境政策 - 環境と共生する港湾（エコポート）をめざして - 」をとりまとめた。 この政策は、今後の港湾環境整備の目標を、生物・生態系に配慮し、自然と共生した、アメニティ豊かな、環境への負荷の少ない港湾（エコポート）の形成におくものである。 この政策に基づき、エコポートの実現を促進する観点から、全国の模範となる整備事例を早期に形成するためのエコポートモデル事業制度を創設し、平成10年度までに横浜（新港地区）等11港をモデル港に指定した。</p>	<p>エコポート実現に向けた主な事業としては、平成11年度において、公害防止計画に基づいて浚渫、導水等を行う港湾公害防止対策事業（事業費約17億円）や、閉鎖性が高くヘドロの堆積した海域において浚渫、覆砂やエアレーションにより環境保全を図る海域環境創造事業（事業費約12億円）や、市民に開かれた快適で豊かなウォーターフロントを形成するための水際線へのアクセス、景観に配慮した緑地等の整備（事業費約181億円）を実施した。 また、市民と行政の連携として港湾の清掃活動などのボランティア活動が行われている。また、エコポートの実現に向けて参考となる環境配慮型構造物の事例を取りまとめた「自然と生物にやさしい海域環境創造事例集」を発刊した。</p>	<p>港湾公害防止対策事業を、大阪港、伏木富山港等5港において実施した。また、海域環境創造事業として、伊勢湾及び瀬戸内海の2海域及び博多等11港において実施した。緑地等施設整備として伏木富山港等137港で実施した。</p>	<p>環境と共生する港湾（エコポート）の形成を目指し、港湾公害防止対策事業、海域環境創造事業、緑地等施設整備を実施する。特に、生物・生態系に配慮した環境を形成するため、海域環境創造事業により、干潟・藻場の創造を推進する。</p>	<p>これまでに指定したモデル港の事業認定を進める。また、エコポート実現に向けて、自然環境や生態系と融合した干潟、港湾・海岸構造物創出技術の開発を引き続き進める。</p>	

項目欄の項目名右横の数字は、国家戦略本文の該当頁を示す。

国家戦略点検個票（第3部第6章）

コード	項目	従来施策	平成11年度に新たに講じた施策の概要	成果及び効果	当面の措置	中長期的課題
36000 36100	第6章 国際協力の推進 p107 第1節 情報の交換 p107	地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク（GCRMN）への参加、協力【環境庁】			「国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター」による、わが国及び東アジア海域等でのサンゴ礁モニタリングネットワーク等の構築	地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク（GCRMN）の構築及びその効果的な運営
36200 36201 36202 36203	第2節 技術上及び科学上の協力p108 1 基本的考え方 2 共同研究計画等 3 野生生物及び生態系保全関連の協力	アジア太平洋地域における渡り鳥保全の取組【環境庁】  ・2国間渡り鳥条約・協定に基づく日米、日中、日豪渡り鳥保護協力会議・会合の開催 ・日韓環境保護協力協定に基づく渡り鳥保護協力会合の開催 ・「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」に基づく渡り性水鳥の種類群ごとのネットワークの構築及び情報交換等の国際協力  国際自然保護連盟（IUCN）への加入【外務省】  世界遺産基金への拠出【外務省】  アジア及び環太平洋地域における自然史系博物館への研究協力【文部省】 日本の自然環境に関連の深いアジア及び環太平洋地域の国を代表する自然史系博物館と博物館間の連携・協力体制（ネットワーク）を構築し、自然史研究と生物多様性の保全の方策に関する研究協力を実施  地球圏・生物圏国際協同研究計画（IGBP）【文部省】 大学等における地球圏・生物圏国際共同研究は、平成2年7月の学術審議会建議「大学等における地球圏・生物圏国際共同研究	・中国南昌で開催された第8回日中渡り鳥保護協定会合及び第10回日豪渡り鳥等保護協定会合に代表者を派遣 ・韓国ソウルで開催された第4回日韓渡り鳥保護協力会合に代表者を派遣 ・「東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワーク」を構築 ・同ネットワークに関する国際ワークショップを北海道浜頓別町で開催  平成11年度に世界遺産基金へ677,834米ドルを拠出。（米国と並び第1位）  平成11年度は、インドネシア、マレーシア、ネパール、フィリピン国の自然史系博物館等と研究協力を実施した。（平成11年度予算：9,908千円）  左記の調査を継続実施した。	・2国間渡り鳥保護協定の推進 ・2国間渡り鳥保護協定の推進 ・同ネットワークに6ヶ国、25湿地が参加 ・ネットワークの活動の促進  研究者の派遣 6名 研究者の招聘 6名 国際シンポジウムの開催 国内外の研究者の参加数 80名  温室効果ガス代謝を通じた地球環境へのフィードバックのメカニズム、CO <sub>2</sub> のミッシングとしての陸域生態系の重要性について明らか	・渡り鳥条約・協定に基づく定期的な会合の継続及び情報交換 ・日米シギ・チドリ類の共同調査を開始 ・協定に基づく定期的な会合の継続及び情報交換 ・第一期渡り性水鳥保全戦略の策定  平成12年度は、ベトナム、インドネシア国の自然史系博物館等と研究協力を実施する予定（平成12年度予算：9,970千円）  平成12年度は平成11年度に引き続き陸域生態系（水系）と大気との相互作用に的を絞って「陸域生態系の地球環境変化に対する応答」を統合的に明らかにするために以下の研究課題について実施。	・渡りのルート沿いの地域での多国間協力体制の構築に努める予定  ・第一期渡り性水鳥保全戦略に基づき水鳥の種類群毎のネットワークへの参加湿地の増加及び活動の促進を図る。  平成13年度以降においても左記の研究課題について実施。

		<p>計画(IGBP)の実施について」を受けて、国際共同研究事業として、平成4年度から平成8年度の間、前期5ヶ年計画が実施された。平成8年7月の学術審議会地球環境部会において、前期5ヶ年計画の実施状況及びその成果や国際的な研究の動向等について審議、検討を行い、それを踏まえて後期5ヶ年計画として、「気候変化の陸域生態系への影響とフィードバック(TEMA)」を実施することとなった。</p> <p>南極地域観測事業【文部省】 我が国の南極地域観測事業は、昭和31年の第1次から第40次にわたり観測隊を派遣してきた。各省庁の協力の下、気象、海洋、電離層、地理・地形等の定常観測と宙空系、気水圏系、地学系、生物・医学系の研究観測を実施している。生物・医学系では、定着氷域の海洋生態系構造と生物活動の周年変化の観測を行い、また、海水圏生物のダイナミクス、物質循環プロセスを明らかにした。</p> <p>一方、陸上生態系に関する研究計画は、雪鳥沢水系の生態系総合調査では多くの成果をとりまとめた。さらに医学の研究は、ヒトの生理学的研究を継続し、寒冷環境の影響について成果を得た。</p>	<p>第41次南極地域観測隊の派遣 (平成11年度予算：4,534,801千円)</p>	<p>にする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モジュール蓄積系としての森林の応答</li> <li>・科学・栄養系としての水系の応答</li> <li>・森林におけるガス吸収、放出機構</li> <li>・水系におけるガス吸収、放出機構</li> </ul>	<p>第Ⅴ期5か年計画(平成8年度～12年度)に基づいた、南極環境と生物の適応に関する研究、海水圏変動に伴う極域生態系長期変動モニタリングを実施する。</p>
36204	4 農林漁業関連の協力	<p>温帯林等の持続可能な経営の基準・指標に関する国際作業グループ(モントリオール・プロセス)の活動への積極的な参加【林野庁】</p> <p>「国連特別総会」や「国連持続可能な開発委員会(CSD)の下に設置された「森林に関する政府間フォーラム(IFF)」等における持続可能な森林経営に関する国際的な政策対話への積極的な参加【林野庁】</p> <p>国際熱帯木材機関(ITTO)、国連食料農業機関(FAO)等の国際機関への拠出【林野庁】</p>	<p>モントリオール・プロセス第11回会合及び同プロセスTAC(技術諮問委員会)会合への参加</p> <p>IFF第3～4回会合等への参加</p> <p>ITTO、FAOが実施するプロジェクト176百万円を拠出したほか、FAOへの専門家の派遣を実施。</p>	<p>持続可能な森林経営を客観的に評価する取組の進展</p> <p>持続可能な森林経営に向けた国際的な合意形成の取組に貢献</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モジュール蓄積系としての森林の応答</li> <li>・科学・栄養系としての水系の応答</li> <li>・森林におけるガス吸収、放出機構</li> <li>・水系におけるガス吸収、放出機構</li> </ul>	<p>第Ⅴ期5か年計画(平成8年度～12年度)に基づいた、南極環境と生物の適応に関する研究、海水圏変動に伴う極域生態系長期変動モニタリングを実施する。</p>
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・モジュール蓄積系としての森林の応答</li> <li>・科学・栄養系としての水系の応答</li> <li>・森林におけるガス吸収、放出機構</li> <li>・水系におけるガス吸収、放出機構</li> </ul>	<p>第Ⅴ期5か年計画(平成8年度～12年度)に基づいた、南極環境と生物の適応に関する研究、海水圏変動に伴う極域生態系長期変動モニタリングを実施する。</p>
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・モジュール蓄積系としての森林の応答</li> <li>・科学・栄養系としての水系の応答</li> <li>・森林におけるガス吸収、放出機構</li> <li>・水系におけるガス吸収、放出機構</li> </ul>	<p>第Ⅴ期5か年計画(平成8年度～12年度)に基づいた、南極環境と生物の適応に関する研究、海水圏変動に伴う極域生態系長期変動モニタリングを実施する。</p>

		<p>海洋情報の収集・管理・提供業務の推進【海上保安庁】  (日本海洋データセンターの運営、海洋データ高度利用システムの維持、沿岸海域環境保全情報の整備、平成11年度予算：212百万円)</p>			<p>引き続き日本海洋データセンターが収集する海洋データ・情報の総合的管理を推進し、インターネットを利用した提供システムの高度化を図り、国内外における海洋データ交換の活性化を進める。  沿岸域に関する情報の充実及びデータベースの最新維持を図る。  (平成12年度予算：212百万円)</p>	<p>産官学における各研究者ニーズを踏まえ、海洋データ流通体制の充実を図る。  油流出事故が発生した際、効果的な対策を講じるための情報が迅速的に提供され、国及び地方公共団体等において油防除措置等に活用されるよう情報の充実を図る。</p>	
36205	5 情報システム、データベース整備関連の協力	<p>国際協力の推進【海上保安庁】  マレーシア工科大学へ専門家を派遣し海洋データ管理等に係る技術指導を行うとともに、同大学より専門家を受け入れて研修を実施。</p>		マレーシアにおける海洋データ管理に係る取組を推進	<p>引き続きマレーシア工科大学へ専門家を派遣し、海洋データの収集・管理手法についての技術指導を行うとともに、同大学より専門家を受け入れて研修を実施する。</p>	<p>西太平洋海域共同調査（WESTPAC）におけるローカル海洋データセンターとして、また、IODEシステム（国際海洋データ・情報交換システム）で機能させるため、マレーシア海洋データセンターの早期設立へ向けて積極的な協力を行う。</p>	
36206	6 技術上及び科学上の協力のためのOECDを通じての活動	<p>バイオテクノロジーに関する国際協力の推進【外務省】</p>			<p>今後もOECD加盟国として協力を進めていく。</p>		
36300	第3節 開発途上国との協力 p111	<p>ODAの一環として途上国の生物多様性保全への協力【環境庁】</p>			<p>現在インドネシアで実施されているインドネシア生物多様性センターを通じた協力について引き続き推進する。</p> <p>パラオに設置されるサンゴ礁の保全研究のための拠点センターへの協力を推進する。</p> <p>サウディアラビアにおける北部沿岸生物環境・生物インベントリ調査を踏まえた海洋保護区設置への協力及び高地自然林研究協力について引き続き実施する。</p> <p>途上国における生物多様性保全協力を推進するため、専門家の確保、推薦、派遣に引き続き努める。</p>	<p>途上国政府の生物多様性保全対処能力の向上による生物多様性保全の進展</p>	
36301	1 基本的考え方	<p>ODAを中心とした我が国の環境協力政策を包括的にとりまとめた「21世紀に向けた環境開発支援構想（ISD）」を推進。</p>	<p>生物多様性保全に係る協力を効率的に進めるための技術移転マニュアルを作成した。</p>	<p>インドネシア生物多様性センター（無償資金協力により建設）を通じ、プロジェクト方式技術協力（フェーズ2）を実施。生物</p>	<p>東アジア地域の生物多様性保全モデル効果が期待される。</p>	<p>左記プロジェクトの推進</p>	<p>東アジアの他の国との連携</p>

		<p>【外務省】</p> <p>開発途上国の自然遺産地域管理等の協力【環境庁】</p> <p>開発途上国におけるサンゴ礁保護区管理計等の協力【環境庁】</p>	<p>多様性保全実施策策定等に協力している。</p> <p>パラオ国際サンゴ礁センター建設計画の推進。サンゴ礁保全に関する研究と、国民及び観光客に海洋生態系保全の重要性の教育・啓発のためのセンター建設を実施中（99年6月に、本体工事分につき無償資金協力の署名）</p> <p>世界自然遺産としての自然環境と生物多様性ワークショップ～東アジア及び東南アジアにおける自然保護及び保護地域管理に関する国家政策～の国内での開催</p>	<p>サンゴ礁保全研究と教育・啓発の促進。</p> <p>東アジア・東南アジア地域において世界自然遺産が生物多様性の保全に果たす役割についての検討の進展</p>	<p>センター建設と共に、必要な技術協力を実施予定</p> <p>平成12年度から再び協力を行う。</p>	<p>パラオ側の人材育成により、左記プロジェクトの円滑な実施。</p> <p>海外の世界自然遺産地域の保護管理への協力の推進</p>
36302	2 政府開発援助等の効果的活用	<p>熱帯林保全・造成のための調査・研究活動や海外で緑化活動を行うN G Oなどへの支援【林野庁】</p> <p>持続可能な森林経営の現場レベルでの実践に焦点をあてた国際会議の国内での開催【林野庁】</p>	<p>熱帯林放棄バイオマスの有効な利用促進を図るための調査を新たに開始するなど、熱帯林保全等に関する基礎調査、研究及び技術開発等の事業の実施（国際林業協力事業費等 905百万円）</p> <p>群馬県内で「モデル森林の推進に関する国際ワークショップ」を開催（持続可能な森林経営広域実証プロジェクト推進会議費 20百万円）</p>	<p>途上国の森林経営の能力向上等に直接貢献、国際協力の効果的・効率的な推進や国際的取組への貢献</p> <p>モデル森林の取組を通じた現場レベルでの実践体制の推進</p>	<p>世界の持続可能な森林経営達成及びこれを通じた地球温暖化防止対策の推進等を図るため、新たに民間による植林協力の推進支援や途上国の協力方向を明らかにする調査等を実施する。</p> <p>左記事業の推進</p>	<p>左記の施策を推進</p> <p>関係国、国際機関、N G O等との連携を強化し、持続可能な森林経営の実践のための国際的な連携・協力のあり方について検討する。</p>
36303	3 個別分野における協力	<p>個別分野における協力 - 林業分野【外務省】</p> <p>熱帯林の保全と利用の両立を目的とする国際熱帯木材機関（ITTO）を横浜に誘致するとともに、毎年加盟国間で最大の任意拠出を行い、同機関の活動を支援。97年1月1日に発効した「1994年の国際熱帯木材協定」（新協定）の作成及び発効に積極的に貢献。新協定には、環境に配慮した持続可能な森林経営を2000年までに達成するとの「二千年目標」及び右を実現するための「バリ・パートナーシップ基金」の創設が盛り込まれており、我が国は、同基金への拠出を表明し、二千年目標の達成に向けて積極的に協力している。</p>	<p>J I C Aを通じた技術協力の推進（森林保全、自然保護、湿地・渡り鳥保全研修等）</p> <p>I T T Oの理事会等における政策マターの審議に積極的に参加。我が国が林産業委員</p>	<p>途上国に於けるキャパシティ・ビルディング</p> <p>バリ・パートナーシップ基金の運用法方が合意された</p>	<p>左記事業の推進</p> <p>I T T Oの活動を引き続き積極的に支援。特に、バリ・パートナーシップ基金への拠</p>	<p>人材育成の一層の強化を図る。</p> <p>I T T Oは、二千年目標関連のフォローアップ活動を行うとともに、I T T OとUN</p>

		<p>会の議長を務め、I T T Oの二千年目標の達成のための審議に寄与。</p> <p>マレーシアとインドネシアの国境地帯におけるL h n j a k - E n t i m a n野生保護区の完全に保護された地域としての確立のためのプロジェクト(フェーズ)、東南アジアの野生保護のための森林回復に関する科学技術ワークショップ等、I T T Oのプロジェクトへの積極的な拠出表明を行った。</p> <p>無償資金協力において、植林及び保育のための役務に対する供与を可能とした植林無償の実施に向けた調査を行ったほか、J B I Cを通じ、地球温暖化対策の観点より、最優遇条件(金利0.75%、償還期間40年[うち10年据置])での有償資金協力による植林等を含むプロジェクトを実施。</p>	<p>ことから、環境問題とリンクしたプロジェクトを財政支援する同基金への欧米諸国からの拠出が期待される。また、我が国のI T T Oプロジェクトへの拠出により、二千年目標の達成に向けたI T T Oの活動の強化が期待される。</p>	<p>出を通じた支援を行うとともに、二千年目標の達成状況の評価を行う。</p>	<p>F F (仮称)、F A O等他のフォーラムとの連携を推進し、あらゆる種類の森林の保全及び持続可能な経営の実現に向けた国際会議において、積極的な貢献を行う。</p>	
	<p>開発途上国生物遺伝資源共同調査事業【農林水産省】 (平成11年度予算:2.0千万円)</p>		<p>生息域内保全に資するための多様性の状況変化調査等を相手国と共同でおこなうことにより、開発途上国における生物の多様性を保全する効果があった。</p>	<p>左記事業の確実な実行(平成8~13年度)</p>	<p>左記事業の確実な実行</p>	
	<p>国際協力事業団(JICA)を通じた技術協力【林野庁】</p>	<p>平成11年度に開始した5件を含め16カ国で21のプロジェクト方式技術協力等を実施するなどJ I C Aを通じた技術協力を推進(平成11年度末現在)</p>		<p>J I C Aを通じた技術協力を引き続き推進する。</p>	<p>関係国、国際機関、N G Oなどとの連携を強化し、持続可能な森林経営の実践のための一致協力した取組の一層の充実を図る。</p>	
	<p>生物多様性保全と持続的利用等に関する研究協力【通商産業省】 (平成11年度予算:22,400千円)</p>	<p>平成5~10年度まで実施した研究協力事業のフォローアップ</p>	<p>タイ、インドネシア及びマレーシアにおいて、熱帯林等に生息する生物種の保全及びバイオテクノロジーを利用した遺伝資源の持続的利用を自ら行い得る人的・技術的基盤の構築の一助となる。</p>	<p>平成5~10年度まで実施した研究協力事業をとりまとめた結果、実用化の見込みのあるものに絞り込みを行い、平成11、12年度にフォローアップを行う。</p>	<p>研究協力のフォローアップとして、関係国とのネットワーク作りを促す。 東南アジア3ヶ国(タイ、インドネシア及びマレーシア)と研究協力事業、フォローアップを通じ、信頼関係を構築する。</p>	
	<p>地球地図構想【建設省】</p>					
36400	<p>第4節 自然環境関連の諸条約の実施 p115</p>	<p>ワシントン条約の適正履行にかかる取組【環境庁】 ワシントン条約附属書掲載種、渡り鳥条約</p>	<p>トラの骨及びトラの雄の生殖器並びにこれらを材料として製造された物品で人が摂取するもの(具体的には医薬品、酒類、いわ</p>	<p>国内での流通管理に対する対象種の保全</p>	<p>法制度の周知徹底のため、漢方薬店等への実態調査の実施等により法の適切な運用を図る。</p>	<p>必要に応じトラだけでなく、その他漢方薬等の原材料等に使用されている動植物の対象種の規制を追加する。</p>



		<p>・協定の通報種の国内での取引規制</p> <p>ラムサール条約の適正履行にかかる取組【環境庁】</p> <p>ワシントン条約会議等への参加、ワシントン条約事務局への拠出【外務省】</p> <p>生物多様性条約締約国会議等への参加、生物多様性条約事務局への拠出【外務省他】</p> <p>世界遺産条約に基づく世界遺産基金への拠出【外務省】</p>	<p>ゆる健康食品等を想定。)を、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(通称:種の保存法)の規制の対象となる希少野生動植物種の器官及び加工品として追加した。</p> <p>コスタリカ、サンホセで開催された第7回締約国会議に代表者を派遣</p> <p>平成11年2月及び9月に開催された常設委員会に関係省庁より代表者を派遣した。</p> <p>平成11年度は、ワシントン条約事務局に約100万スイスフラン(世界第2位)を拠出した。</p> <p>平成11年度は、ワシントン条約の規制対象種の生息調査を支援するため約27万スイスフランを拠出した。</p> <p>平成11年度は、生物多様性条約事務局へ約143万ドル拠出(右拠出額は世界第1位)</p> <p>平成11年度は、世界遺産基金へ677,834米ドルを拠出。(米国と並び第1位)</p>	<p>・湿地保全に係る我が国の取組について報告</p> <p>・アジア地域代表として常設委に選出された。</p> <p>・沖縄県漫湖を新たにラムサール湿地として登録</p>	<p>・国内湿地普及啓発活動計画の策定等、決議・勧告を受けた取組の推進</p> <p>・アジア湿地目録の作成等アジア地域における湿地保全協力の推進</p> <p>生物多様性条約特別締約国会議への参加、貢献</p>	
--	--	---	---	--	--	--

項目欄の項目名右横の数字は、国家戦略本文の該当頁を示す。

国家戦略点検個票（第4部）

コード	項目	従来施策	平成11年度に新たに講じた施策の概要	成果及び効果	当面の措置	中長期的課題
40000 40100	第4部 戦略の効果的実施 p116 第1節 実施体制と各主体の連携p116					
40200	第2節 各種計画との連携 p116	<p>「自然と共生する持続可能な国土利用」の観点から国土利用の質的向上を図る上で重要とした国土利用計画（全国計画）を基本として策定される都道府県計画、市町村計画について、策定の支援を実施。【国土庁】</p> <p>2010-2015年を目標年次とする第5次の全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン - 地域の自立の促進と美しい国土の創造 -」を平成10年3月31日に閣議決定した。【国土庁】</p> <p>この計画では、「恵み豊かな自然の享受と継承」を基本的課題の一つに掲げ、「生物の多様性の確保という視点も含め、望ましい国土構造を支える自然のネットワークを重視して、美しい田園、森林、河川、沿岸等において自然環境の保全と回復を図るとともに、人の活動と自然とのかかわりを再編成していくことが重要である」としている。</p> <p>また、取り組むべき主要な分野別施策として、「国土規模での生態系ネットワークの形成」や「ミティゲーション」等を示している。</p>	<p>モデル市町村計画策定・改定支援調査を実施（平成11年度予算：35百万円）</p> <p>平成11年6月に、計画に示された4つの戦略（多自然居住地域の創造、大都市のリノベーション、地域連携軸の展開、広域国際交流圏の形成）の具体的推進方策を示す『「21世紀の国土のグランドデザイン」戦略推進指針』を策定。</p>	<p>・都道府県計画 40道府県改定(H12.3末現在)</p> <p>・市町村計画 1,927市町村策定(H12.3末現在)</p>	<p>市町村計画策定・改定支援の拡充</p> <p>シンポジウムや地域との交流会等を通じて、「戦略推進指針」に沿った各地域における地域づくりを支援する。</p> <p>また、21世紀に向けた新たな要請に応え得る国土計画のあり方に関し、国土審議会の調査審議を踏まえつつ、平成12年秋頃を目途に基本的な考え方について取りまとめることとしている。</p>	<p>市町村計画策定・改定支援の拡充</p> <p>国土計画の理念の明確化への要請や地方分権、行政改革等の諸改革に対応するため、国土総合開発法及び国土利用計画法の抜本的な見直しを行い、新たな国土計画体系の確立を目指すこととしている。</p> <p>また、今後の諸情勢の変化や行財政改革等の進展に応じて計画の総合的な点検を行い、必要に応じて見直しを行うこととしている。</p>
40300	第3節 戦略の進捗状況の点検及び戦略の見直し p116		<p>平成11年6月第3回の点検結果を実施、公表。国民意見を聴取し、そのとりまとめを同11年6月に公表。</p>		<p>戦略の規定に基づき毎年点検を実施する。</p> <p>生物多様性国家戦略見直しに向けた生態系別保全戦略策定調査【環境庁】 (平成12年度予算：44,065千円)</p>	<p>策定後5年後程度を目途に、国民各階各層の意見を十分に聴取した上で、戦略の見直しを行う。</p>

項目欄の項目名右横の数字は、国家戦略本文の該当頁を示す。